

2020・10・23

こっかくていげん かんぜんじっげん
「骨格提言」の完全実現を
もと だい ざろくしゅう
求める大フォーラム 記録集



しゅかいじょう さんぎいんぎいんかいしん
主会場（参議院議員会館）

こっかくていげん かんぜんじっげん もと
「骨格提言」の完全実現を求める
だい じっこういいんかい
大フォーラム実行委員会



つながっていきぬこう! コロナのしゃかいのわたしたち

はつげんしゃいちらん 発言者一覧

1. 古賀典夫 (大フォーラム実行委員会副代表)
2. 宇都宮健児さん (反貧困ネットワーク代表世話人)
3. 北三郎さん (旧優生保護法被害者・東京訴訟原告)
4. 天海正克さん (65歳問題訴訟原告)
5. キム ミヨンさん (国連障害者の権利に関する委員会・委員)
6. 増田一世さん (日本障害者協議会常務理事)
7. 太田修平さん (障害者自立支援訴訟の基本合意の完全実現をめざす会)
8. 長谷川利夫さん (病棟転換型居住系施設を考える会・代表)
9. 伊藤みどりさん (介護福祉士・ホームヘルパー国賠訴訟原告)
10. 緊急アピール
11. 木村英子さん (参議院議員)
12. 船後靖彦さん (参議院議員)
13. 横澤たかのりさん (参議院議員)
14. 倉林明子さん (参議院議員)、宮本とおるさん (衆議院議員)
15. 福島みずほさん (参議院議員)
16. 藤岡毅さん (介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット共同代表)
17. 山岸久美江さん (全国公的介護保障要求者組合・福岡支部)
18. 堀楓香さん (インクルネットほっかいどう)
19. 白石清春さん (あいえるの会 (福島))
20. 橋本広芳さん (あいえるの会 (福島))
21. 成田茂さん (障害者自立生活センターほっとたいむ (群馬))
22. 野島久美子さん (埼玉障害者市民ネットワーク代表)
23. 李幸宏さん (年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会代表)
24. 鈴木次郎さん (神奈川県障害者自立生活支援センター理事長)
25. 小泉浩子さん (日本自立生活センター (京都))
26. 高見元博さん (兵庫県精神障害者連絡会代表)
27. 古井正代さん (脳性まひ者の生活と健康を考える会 (大阪))
28. 尾下葉子さん (NPO法人線維筋痛症友の会 (大阪))
29. 近藤竜治 (ピープルファーストヒロシマ)
30. 森井正基さん (ぐっどらいふ (愛媛))
31. 国場正樹さん (沖縄県自立生活センター・イルカ)
32. 高橋年男さん (沖縄県精神保健福祉社会連合会・事務局長)
33. 篠原由美さん (CILくたち援助センター)・集会宣言
34. 鷹林茂男さん (ガチャパンとともに生きる会理事)・シュプレヒコール

1. 古賀典夫 (大フォーラム実行委員会副代表)

古賀：今日はみなさん、お集まりいただきまして、また各地からもZOOMでお集まりいただきましてありがとうございます。

コロナウイルス感染禍のもとでこういうかたちで開催させていただきましたけれども、本当にこういう状況を逆に私たちはなんとかね、使って全国がつながってやっていきたいということで、沖縄から北海道までつなげようということで、ちょっと北海道のかたが、急に入院されてしまいましたけれども、全国がつながってこの状況に対抗していきたいというこのように思って、今日集会を開催しております。

各地いろいろ福祉に関しては地域格差がいっぱいあります。それから各地それぞれかかえているいろんな状況があると思います。こういうものをみんなでつながって突破していきたい、そんなふうにも思っております。なので、そういうかたちで、これから連帯アピールを受け、そして各地からのリレートークも受け、そしてみなさん、アンケート用紙も配布しておりますので、このアンケート用紙も記入していただき、いろんな発言者にも質問していただきですね、この連帯をずっとつなげて進めていきたいというふうにも思っておりますので、今日の集会、ホントに不慣れで、いろんなことがあると思いますけど、いっしょに冒険するつもりでつきあっていただければと思います。よろしくお願いたします。



2. 宇都宮健児さん (反貧困ネットワーク代表世話人)

司会：それでは、さっそく今日の大フォーラムのためにかけつけてくださいましたみなさんから連帯アピールをいただこうと思います。反貧困ネットワーク代表世話人で弁護士の宇都宮健児さん、お願いたします。

宇都宮健児：みなさん、こんにちは。反貧困ネットワーク代表世話人の宇都宮健児です。

反貧困ネットワークを代表して、連帯のあいさつをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が広がるなかで、多くの人々が仕事を失い、住まいを失い、営業継続が困難になり、命と生活がおびやかされています。とりわけ非正規労働者やシングルマザー、しょうがいしゃ、外国人労働者など弱い立場の人々が、一番そのしわよせを受けています。反貧困ネットワークなどが呼びかけて、今年の3月に生活困窮者支援をしている団体、30団体



が集まりまして、「新型コロナ災害緊急アクション」を結成しました。その緊急アクションは、コロナで失業したり住まいを失ったりして生活が困窮している人々に対する支援を行っています。

また、4月に反貧困緊急支援基金を立ち上げまして、寄せられた寄付金を生活困窮者が生活保護につながるまでの生活費や緊急宿泊費などにあてています。

コロナ禍のなかで多くの人々が仕事を失い、住まいを失っておりますが、生活保護制度はそのなかで最後のセーフティーネットとして、人々の命を守る重要な制度となっております。

ところが、その間政府は生活保護の、たとえば生活扶助基準や、住宅扶助基準、冬季加算などを再三にわたって引き下げてきております。とりわけ2013年から3年かけて生活扶助基準を670億円削減（平均6.5%、最大10%の引き下げ）するという前例のない大幅引き下げをおこないました。

この引き下げに対して、生存権を保障した憲法25条に違反する引き下げであるとして、現在全国29の地方裁判所で、1000人を超える人々が立ち上がって原告となり、裁判闘争がたたかわれております。

この裁判は「いのちのとりで裁判」と呼ばれています。

この「いのちのとりで裁判」の最初の判決は、今年の6月25日名古屋地方裁判所でいわたまりましたが、判決内容は生活保護基準を国民感情や財政事情、自民党の政権復活などを考慮するもので、まったくひどい判決でした。この判決は憲法25条や生活保護法を無視した判決で、司法の役割を放棄した判決といわざるを得ません。

「いのちのとりで裁判」に立ち上がった全国の原告や原告弁護団、支援者は不当な名古屋地方裁判所の判決に負けないで、「いのちのとりで裁判」を勝ち抜こうと決意を固めております。コロナ禍で、日本社会のありかたが問われていると思います。これまでの日本の社会は人々の命やくらし、人権よりも、経済効率性ばかりを優先する自己責任社会であったと思います。このような社会の脆弱性があらわとなったのが今回のコロナ災害です。これからの社会は経済効率性よりも人々の命やくらし、人権が重視される社会、自己責任よりも社会的つながり、社会的連帯が重視される社会にしていかなければならないと思っております。そのような社会が一刻も早く実現できるよう、反貧困ネットワークはみなさんと連帯してたたかっています。いっしょになってがんばりましょう。ありがとうございました。

3.北三郎さん（旧優生保護法被害者・東京訴訟原告）

司会：続きまして、旧優生保護法被害者代表ということので、東京訴訟原告の北三郎さんをお願いします。

北：みなさん こんにちは。



この場を設けてくださいます。優生被害者の北です。今年6月30日に東京地方裁判所で私の請求を却下する判決ができました。私の訴えをまったく受け入れてない裁判である。本当にやりきれない思いでいっぱいです。14歳の時に優生手術によりこどもをつくることができないからだにされてから、私の人生は本当につらく苦しいものでした。国がした手術とは知らなかったもので、ずっと父親をうらみ続け、最愛の妻にも真実を伝えることができず、こどもができない理由がわからないことでつらい思いをさせてまいりました。私は国の手術によって60年以上苦しみ続けてきました。

私はこの裁判で優生手術によってうばわれた私の人生を返してほしいと訴えました。もちろん、手術をなかったことにすることはできません。でも、国が事実としっかりと向き合って責任を取ってくれることで私も少しは自分の人生を受け入れることができるように思えたのです。しかし、私の願いはまったく届きませんでした。裁判を起こしてから2年間、長いたたかいを続けてきました。そして、判決をむかえるまで亡くなった妻の前で、いい報告ができることを楽しみにしてきました。とても残念です。賠償請求を認めないなら私のからだをもとに戻してほしいです。そして妻と私の幸せな人生を返してほしいです。

優生保護法はなくなった法律だと思えます。人のからだをかってにこどもを持つことができないからだにつくり変えてよいはずがありません。こんな判決にはまったく納得ができません。私は自分だけではなく全国の被害者のみなさんに声をあげていただきたいという強い思いを持ってこの裁判をたたかってきました。この裁判をきっかけにして優生手術により傷つけられた人、優生手術にかかわった人々が次々と名乗りでくださり、多くの実態があきらかになり傷を少しでも埋める対応がとられることを心から願っていました。この思いは今回の判決によってもゆらぐことはありません。被害者の代表として私がこの不当な裁判に泣き寝入りすることはできません。死んでも死にきれません。このまま心の傷を墓場まで持っていきたいありません。私は正義と公平に満ちた裁判がなされ、国にあやまってもらうまで、この裁判を続けます。高等裁判所でも、私の思いは決して変わりはありません。私のような被害者の思いをあたりまえのこととして理解してくれることを、心から望みます。

これで、応援してくださっているみなさま、ありがとうございます。

司会：北さんはこれからも、たたかいを続けるということです。大フォーラムとしても、応援していきたいと思えます。

4. 天海正克さん（65歳問題訴訟原告）

司会：ありがとうございました。

今日はズームでのご発言になります。65歳問題について、訴訟原告の天海正克さんをお願いいたします。天海さんつながりますか。

あまが い ち ば あまが いそしやう げんこく あまが い
天海：千葉の、天海訴訟の原告の天海です。

(ご本人様の承諾を得て、原稿を添付させていただきます。)

あまが い わたし ねん がつ にち まん さい
天海：私は、2014年7月13日に満65歳をむかえました。

ち ば し か い じ ほう けん しん せい
千葉市から「介護保険を申請しろ」となんともいわれましたが、
わたし しょうがいしゃ しゃかいさんか もくてき しょうがいしゃふくし
私は、障害者の社会参加を目的とする「障害者福祉」と、
こうれいしゃ あんしん あんぜん せいさつ い も か い じ ほう けん
高齢者の安心・安全な生活を維持するための「介護保険」とのち
が いや しょうがいしゃうんどう せい かい
がいや、障害者運動でかちとった成果をほごにしたいこと
などを話し、介護保険申請をことわりしました。

そうしたら 8月1日からすべての介護はうちきられ、全額自己
ふたん がつ まんえん りやうりやう え
負担となり、月に14万円も利用料がかかってしまい、やむを得
ず介護保険を申請しました。

しかし、泣き寝入りはできないと2015年11月に千葉市を相手に千葉地裁に提訴し早くも5年になり
ます。

ねん まえ おかやま あさだ しょうり つづ ち ば ち さい ぜんめんしょうりはんけつ か と おも
2年前の岡山の浅田さんの勝利に続き、千葉地裁においても全面勝利判決を勝ち取りたいと思
います。

にほんこくけんぽう しょうがいしゃけんりじやうやく しょうがいしゃきほんほう ねんれいせいげん
日本国憲法・障害者権利条約・障害者基本法などに年齢制限はありません。

65歳になったからといって、障害者福祉給付を打ち切ることは絶対に許せません。

また、障害者がどこに住み、どんな生活をおくるかは障害者自身が決定することです。障害者
が社会参加を望むのであれば、障害者福祉給付の継続を保障すべきです。

わたし しょうがいしゃ じりつしえんほう せい かい げんこくだん くに きほんごうい
私は、障害者自立支援法違憲訴訟のたたかいで原告団と国がとりかわした「基本合意」と
しょうがいしゃ じりつしえんほう おうえきふたんはんたい うんどう しょうがいしゃだんたい きやうどう だ こっかくていげん
障害者自立支援法の応益負担反対の運動から障害者団体が共同してつくり出した「骨格提言」
の実現を求めて、応援してくれるかたがたとともに運動を続けていきます。

そして障害者総合支援法第7条の介護保険優先原則を撤廃させ、介護保険制度を抜本的に見直
し、利用料無料を実現させていきたいと思ひます。

5. キム ミヨンさん (国連障害者の権利に関する委員会・委員)

しかい こくれんしょうがいしゃ けんり がん いいんかい
司会：国連障害者の権利に関する委員会のキム ミヨンさんにメッセージをいただいております。
やまもと まり だいどく ねが
山本真理さん代読よろしくお願ひいたします。

やまもと にほん だいひやう ほんにっ しょうがい まね
山本：日本のしょうがいしゃの代表のみなさま、本日の集会にお招きくださりありがとうございます。
こびつど いま わたし おも
ます。COVID19 パンデミックの今、私たちが思いもよらなかった困難な状況に直面してあり
ます。この災禍のなかで私たちがしょうがいしゃは、とりわけ大きな痛手を受けています。このよう
な困難な状況のもと、強固な連帯の精神を持って人権への取り組みを続けておられるみなさま



の熱意に敬意を表します。第23回国連障害者の権利に関する委員会オンライン会議において、COVID19 パンデミックにおける各国のしょうがいしゃがおかれた現状についての報告がありました。

国際しょうがい同盟の報告によれば、予防や衛生の情報入手のバリア、支援者や身のまわりのこと、物に接触してなりたつ生活、しょうがいに不随する呼吸の問題などから、しょうがいしゃのCOVID19の感染のリスクはより深刻だといえます。不十分な対策により、多くのしょうがいしゃの生活に不可欠な支援に支障をきたし、食事や健康管理、身体の衛生、コミュニケーションといった基本的人権をおびやかす。その結果、放置、孤立、施設収容という結果をまねいています。

国際障害女性会は、平常時でも何重もの差別と排除に直面するしょうがい児やしょうがい女性は、パンデミックのために基本的なニーズをさえ満たすことができないと訴えています。また各国からの報告によると、これまでに世界各地で亡くなられたしょうがいしゃ、とりわけ精神的社会的困難を持つ人、精神しょうがいしゃのかたがたの多くは、入所施設や長期療養医療施設において感染したものとされます。

この緊急事態において、感染者隔離対策に取り組む各国政府がしょうがいしゃをおきざりにしないよう、国連障害者の権利に関する委員会は、しょうがいしゃアクセシビリティ担当国連総長特使と連名で、国連を通じて権利条約契約国にあてた声明を送付しました。

しょうがいしゃ権利条約第11条は契約国は、自国の義務に従い危険な状況において、しょうがいしゃの保護及び安全を確保するためのすべての必要な措置をとると規定しています。この状況は、しょうがいしゃが差別されることなく最善の健康状態を保障されることが定められている。つまり健康の維持、感染症の予防、危機的状況においておこる周囲からの否定的な対応や孤立、不当な中傷からしょうがいしゃを保護することもふくまれています。

しょうがいしゃ権利条約に規定された責務と持続可能な開発アジェンダの責務の遂行により、各国のしょうがいしゃの権利と健康が保障されるのです。その取り組みにおいて各国は、性別や年齢というしょうがいしゃの多様性を考慮し、搾取や困難からしょうがいしゃを保護する取り組みをおこなわなければなりません。誓約国はしょうがいしゃの安全と尊厳を保障し、しょうがいしゃを各種の施設から解放する取り組みを加速させなければなりません。

COVID19 パンデミックの脅威はしょうがいしゃ施設や精神病棟などの多くの収容施設および、これらの施設のしょうがいしゃは今なお高い感染リスクにさらされています。私たちしょうがいしゃ権利条約委員会は、危機対応施策においてしょうがいしゃの貧困と搾取の問題を優先させることを誓約国に求めます。この危機下における経済的困難は、仕事を失い、最低限の生活支援のバリアに直面するしょうがいしゃをも苦しめている事態を各国は認識しなければなりません。



ん。

ここにお集まりのしょうがいしゃを代表するみなさま、しょうがいしゃである私たちは、日々大きな困難に直面しています。しかし人間の歴史をふりかえれば、しょうがいしゃは絶えず困難とたたかってきました。困難がもたらすものは、絶望ではありません。そのなかに創造的地位を見出し、新たな時代を切り開くこともできるはずです。

危機に直面する時、何にもまして大切なのは連帯の精神です。逆境に立ち向かう私たちを絶望から救うもの、それが連帯であります。希望を見失ってはいけません。希望あるところに敗北はありません。

日本のしょうがいしゃのリーダーであるみなさまは何十年にもわたりアジアのしょうがいしゃの権利擁護に取り組んでこられました。このCOVID19 パンデミックにおいて、みなさまのリーダーシップがアジアのしょうがいしゃの権利擁護運動を先導する光となることでしょう。

本日の集いが互いに励ましあう有意義な機会に、そして日本のCOVID19 への取り組みの新しい歴史の始まりとなりますように。世界各国のしょうがいしゃを持つ同胞たちの思いはひとつです。以上です。ありがとうございました。

(日本語訳：春野ももこ)

6. 増田一世さん (日本障害者協議会常務理事)

司会：続きまして、日本障害者協議会常務理事の増田一世さん、お願いできますか？

増田：はい、みなさん、こんにちは。骨格提言の完全実現を求める2020大フォーラムに参加させていただき、ありがとうございます。日本障害者協議会(JD)常務理事の増田一世です。実際に会うことがむずかしくて、バラバラになりがちな状況のなかで、さまざまな困難をクリアされて全国の会場をオンラインで結び、私たちのつながりが実感できる集会を開催されていることに改めて敬意を表したいと思います。本当にありがとうございます。こんなときだからこそ、私たちがどこに向かっていくのかを語り合い、な

に大切なのかを考えていく機会がほんとうに必要だと思っています。最近、総理大臣が日本学術会議の会員として、6人を任命しないといった前代未聞のことが起こりました。JDでは看過できないこととして声明を出しました。今の政府は自分たちの都合の悪い人を遠ざけ、多様性を認めず異論を排除する姿勢が露骨です。とても生きにくい社会に傾斜していくことに危機感が高まっています。こんな時期だからこそ、障害分野での経験を生かすことができるのではないかと考えています。私たちは障害者自立支援法に対し、応益負担はおかしいと主張し、裁判によって主張の正当性を認めさせた障害者自立支援法違憲訴訟を経験し、国



と基本合意を結びました。そしてその動きと合わせて障害者権利条約という大きな後押しがあり、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会では、55人のさまざまな立場や意見を持つ委員がそれぞれの意見を出し合い、意見の対立があっても一致点を見出しつつ、まとめあげたのが骨格提言です。その進め方、内容をふくめ、世界に誇るべき提言ではないでしょうか。しかし、その実現への道のりは容易ではありません。でも、あきらめない、くじけない、ぶれないで前に進めていきたいと思っています。そのためにはつながることが大事です。そして、障害者権利条約を生かしていくことだと思います。日本の審査も予定されています。国連の障害者権利委員会から出される総括所見を生かしながら、骨格提言の実現に向けてみなさんとともに歩んでいきたいと願っています。

JDは2020年に40周年を迎えます。その節目にあたり12月12日にオンライン集会「国際障害者年前夜からの40年をたどり未来を展望する集い」を開催します。ぜひ、そちらにもご参加いただけると幸いです。最後になりますが大フォーラムの盛会を祈念しつつ、連帯のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

司会：増田さんありがとうございました。JDのほうも健闘を祈ります。

7. 太田修平さん（障害者自立支援訴訟の基本合意の完全実現をめざす会）

司会：続きまして、障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会、事務局 長 太田修平さんおねがいます。

太田：はい。こんにちは。

めざす会事務局 長の太田修平です。今回コロナ禍にあつて大フォーラムがオンライン開催となりました。この半年間会議もほとんどオンラインというかたちになっております。この状況をプラスの方向にしていきたいものですね。優生思想への取り組みもふくめ、課題は山積みしています。自立支援法訴訟の基本合意は社会福祉をけずっていききたい政府の強いストッパーとなっています。

悲しいことに何人かはすでに亡くなっていますが、あらためて自立支援法訴訟に勇気をもって参加して下さった原告のみなさまに感謝を申し上げます。ひとりひとりの思いを大切に、これからも全国の仲間とみなさんと連帯していきたいと考えています。ありがとうございました。



8. 長谷川利夫さん（病棟転換型居住系施設を考える会・代表）

司会：続きまして、病棟転換型居住系施設を考える会、長谷川利夫さん、よろしくお願ひいたし

ます。

はせがわ はせがわとしお
長谷川長谷川利夫です。ありがとうございます。骨格
ていげん かんぜんじつげん もと
提言の完全実現を求める 10.23大フォーラムの連帯
のあいさつをさせていただきます。

2013 年に厚労省の検討会において、病棟
てんかんがたきょじゅうけいしせつ
転換型居住系施設というものが出来た時に、おか
しいということでみなさんといっしょに声をあげさせ
ていただきました。その当時、出来たのが、精神科
びょういん びょうとう いちぶ せいしんか
病院の病棟の一部を改築して、それで患者さんをそ
こにいたままにして退院したことにしてしまうと、

つまり、病院の一部をアパートにしたりグループホームに変える。そして、そこにいる人はもう
退院したことにするという、人がその地域のなかで生きるということを真っ向から否定するような、
そういった政策が出てしようとしたときに、みなさんといっしょにおかしいということで声をあげ
ました。

わたし せいしんいりよう ちゅうしん かつどう ひじょう
私どもは精神医療を中心にいろんな活動をやっておりますけれども、非常におかしなことや
まちが つか ことし 3がつ ひょうごけん かんていびょういん かみさみ かみ で か
間違ったことが続いております。今年の3月には兵庫県の神出病院という神様の神に出ると書いて
かんていびょういん かんじや がんくたい じけん かんごし めい たいほ
て神出病院というところで、患者さんを虐待するという事件がおき、看護師ら6名が逮捕されて
おります。これ虐待と言っても実際はひどい暴行でして、患者さん同士を、男性の患者さん同士
を無理やりキスをさせたりとか、あと裸にしてホースで水をかけたり、あとベッドを逆さにしてそ
のなかに患者さんを閉じ込めたりということがおこなわれていました。これは神出病院だけの
ちんだい せいしんか びょういん
問題ではなく、精神科病院にはいると、そこでは何がおこなわれているのかということをつぶさ
にあらわしていると思います。

ですからこういう病院とか施設を極力減らして、地域のなかでいっしょに住めるような、気兼ねなく住めるような社会にもしていけないといけないと思います。

せいしんいりよう せかい いっぱんいりよう くべつ せいしんか いしや
精神医療の世界ではいまだに、いわゆる一般医療と区別されているんですね。精神科医、お医者
さんは3分の1でいいよ、看護師は3分の2でいいよというふうな、非常にスタッフが少ないなか
で医療をやっているという特例が昭和33年にできちゃったんですけれども、それがいまだにかたち
をえて医療法のなかに組み込まれて今でも実際そのような運営がされております。このようなし
ょうがいを持った人を差別する、そのなかでも精神しょうがいしやを差別するわけですが、
このようなことは一刻も早く解消しなければいけないと思っています。ですので、こういうふ
うにしょうがいを持ったみなさん、大フォーラムのみなさんとともに集まる。で、今年そのZOOM
でこういうふうになったっていうのは、良い面悪い面いっぱいあると思います。新型コロナウイルス
かんぜん かくだい ひと ひと ちよくせつ あ
ス感染が拡大するなかで、人と人とが直接会うことができなくて、やっぱりいっしょにつなぐ、
そのときの熱量がやっぱり違いますね。今は大学の授業も今ZOOMが中心になってるので、
なんとも言えない気持ちで日々過ごしております。でもいずれ、またみなさんと場所を分かち合っ
て、気持ちを分かち合っていっしょに進めると、かならず思っておりますし、また今できるこ



とを、こういったかたちでやるというのがとても大切だというふうに感じています。

骨格提言がいまだに実現されていませんが、時間がたったからといってそのまま放置していいことではないと思います。これは最低限やらなきゃいけないことですので、この実現に向けてもがんばっていききたいですね。

ぜひ今後とも声をかけていただいて、ともに声をあげてたかかっていきたいと考えております。今日はほんとうにありがとうございました。

9.伊藤みどりさん（介護福祉士・ホームヘルパー国賠訴訟原告）

司会：続きまして、介護福祉士、ホームヘルパー国賠訴訟原告、伊藤みどりさん、いらっしゃいますでしょうか？よろしくお願ひいたします。

伊藤：私は、ホームヘルパーとして働いています。昨年の11月に、国の介護保険制度があまりにも高齢者にとっても働いている人にとっても、しょうがいしゃにとってもまったくひどすぎる実態のなかで、本当にせっぱつまった気持ちで国を相手に裁判をおこしています。今、ヘルパーの仲間たちがコロナ禍で自らの危険をかかえながら、すごい緊張したかたちで訪問介護をやっています。私が今回、訴えたいことはですね、去年もお招きいただいたんですけども、その時以上に介護保険制度そのものが崩壊の危機になってます。ヘルパーは深刻な人手不足で、有効求人倍率が15.3倍、つまり、15人ヘルパーさんが必要なのに、1人しか集まらないということなんです。このことは、ヘルパーが不足するってことは、訪問する回数を減らさなきゃいけない、本当に必要な人のところを訪問することができない、ということが起きています。訪問介護は平均年齢が58歳、ヘルパーさんの65歳以上が39%。若い30歳以下のヘルパーさん13.7%しかいない。そういったことで、今後の介護保険で、高齢者は生きていけるのか。

国は「我がこと丸ごと共生社会の実現」のようなきれいごとをいいますが、しょうがいしゃも高齢者も一緒に住む地域を実現させるんだ、といっている一方で、介護の効率化、生産性向上などといっています。福祉制度に生産性などという言葉は、もっともふさわしくありません。にもかかわらず、国は、利用者の生活をかえりみず、介護保険制度を改悪しようとしています。来年の4月から、さらに省令改正というかたちで国会の法改正の審議を経ないで総合事業、いままで予防介護というのが地域に移管されたんですけれども、今度は介護のなかの生活援助は介護士がやることじゃない、ということで、そこまで介護保険からはずそうとしています。こういったことが起きると、本当に路頭に迷う人たちがでてきちゃうんじゃないかという危機感を覚えています。しょうがいしゃの運動と連帯して高齢者の人権を確立するために、これからも私は裁判をふくめてがんばっていきたいとおもいますので、よろしくお願ひいたします。



10. 緊急アピール

司会：続きまして、24時間介護保障を求めているしょうがいしゃのかたから緊急アピールを受けた
いと思います。お願いします。・・・緊急アピールのかた、いらっしゃいますか？

今日は発言の機会をいただき、ありがとうございます。本来なら名前や歳を公表すべきかと
思いますが、自分の生活や命を守るために伏せさせていただきます。私は病名特定困難な
難病で、人工呼吸器を24時間使用して、一人暮らしをしています。原因不明ということで、最初
につけられた病名は身体表現性障害というものでした。この病名のために市の対応はひどい
ものでした。寝たきりにもかかわらず、ひどい時は、金曜の夜から日曜の朝まで誰も入らずボラン
ティアなどでも対応はしましたが、それでもオムツは24時間以上交換ができない、そのため、ズボ
ンもはけず、オムツだけで過ごす、ご飯をひとりで食べることがむずかしく、一日一食の日もあり、
水分もまともに取れず、脱水などで入院をしたこともあり。それでも市の言い分は、人が
いないときは自分でしているんでしょう？という一点張りで改善されませんでした。どうして、
人間としてあたりまえであるおなかがへったら食べたい、のどがかわいたら飲みたい、オムツが汚
れていたらかえてほしい、痛みがあれば緩和したい、人として普通のことを否定されなくてはなら
ないのでしょうか？やっと現在は300時間程度の時間は出ましたが、それでも夜間の13時間は一人
のままで命の危険を感じながら毎日過ごしています。痰吸引も自分ではできないため、夜間は
耐えるしかない。寝返りも自分でできず、水分も摂れず、呼吸器の回路がはずれたとしてもはめる
ことができない。それは命に直結することです。また筋肉の硬直発作があり、起きると全身が
かたまり、ひどい時には呼吸が止まってしまう。そんな命の危険があるにもかかわらず、未だに
改善はみられません。どうして、しょうがいがあるだけで、病名が不明だからということだけで
普通のことを望んではいけないのでしょうか。私たちしょうがいしゃは誰もが望んでしょうがい
しゃになったわけではありません。たまたま全国民の中から選ばれてしまっただけです。また健
常者と呼ばれるかたもいつ病気になるかわかりませんし、今日事故にあうかもしれません。また、
年をとれば人は必然的にしょうがいしゃになります。だからこそ、みんなが生きやすい、そしてあ
たりまえに生きられるそんな世の中になってほしいと思います。どうか私のような思いを
する人がこれ以上増えないように。ご静聴ありがとうございました。

11. 木村英子さん（参議院議員）

司会：議員の先生がたに来ていただいていますので、ご紹介します。では木村議員をお願いします。

木村議員：れいわ新選組の木村英子です。今日は会場にいけなくてすみません。リモート参加でご
あいさつさせていただきます。

昨年の参議院選挙で当選しましたが、介護が必要な私にとって国会議員になったとたんに、い

ばらの道でした。それはご存知のとおり重度訪問介護が経済活動に利用できない制度になっているために、私は介護者をつけての国会活動ができないという問題に直面したからです。当面は参議院が介護費用を負担するということになりましたが、未だに重度訪問介護を利用した国会活動は認められていません。

この問題を受けて、政府は今年10月から新たに、通勤時や職場での介助に補助金が出る制度と、地域生活支援事業による「重度障害者等就労支援特別事業」を創設しました。

本来、重度訪問介護は自立と社会参加を目的として施行されてきました。その歴史は50年前にさかのぼり、施設収容があたりまえとされた1970年代に、施設から飛び出した障害者の人たちが、行政に対して地域で生きるための権利としての介護保障を訴え、交渉を重ねて創設されたのが当時の「重度脳性麻痺者介護人派遣事業」でした。その後現在の重度訪問介護に移り変わっても、まだまだ地域でしょうがいしゃが健常者と同じ、あたりまえの権利と社会参加が保障される制度には至っていません。



告示523号の外出行制限が未だにしょうがいしゃの社会参加を狭めている原因となっています。いくら就労のための制度をつくったとしても、重度訪問介護で就労就学などあらゆる場面において社会参加が保障されなければ、根本的な解決にはなりません。

ですから重度訪問介護の充実こそが先決であり、大フォーラムがめざしてきた骨格提言に盛り込まれたパーソナルアシスタンス制度の実現が、介助を必要とするすべてのしょうがいしゃが社会の一員として「完全参加と平等」を実現していくためにめざすべき制度だと私は思います。

また教育についても、しょうがいしゃは幼いときから健常者と分けられ、79年の養護学校義務化によって、特別支援学校へ通うことがあたりまえとなり、今でも変わらず、普通学校へ通いたくても受け入れてくれないという相談が多く寄せられています。文科省はインクルーシブ教育を推奨していますが、実際にはちょっとほかの子と違うところがあれば障害名をつけて、どんどん子供たちを分けてしまっています。

これではますますしょうがいしゃは地域で生きにくくなって、ともに生きられる社会の実現が、むずかしくなっていくばかりです。

さらに精神しょうがいしゃの人たちに対しては、精神病院での職員による虐待が横行し、また本人の同意なく不当に強制入院をさせられたりと、障害者差別解消法が施行されて4年がたっても差別がひどくなるばかりです。

私たちはこの差別に対して力を合わせてたたかっていかなければなりません。

私が国会議員になってこの1年、コロナの入院の問題や、介護が保障されず困っている問題、定員内不合格の問題など、たくさんの窮状が寄せられてきています。自分の問題もふくめてひとつひとつ取り組んでいるところですが、あまりに多くのきびしい現状に、とてもこの国の差別の深さを痛感しています。これからもうがいを持った当事者の立場から、国会の中で訴え、取り組んできたいと思います。みなさん、力を貸してください。よろしくお願いします。

12. 船後靖彦さん（参議院議員）

司会：ありがとうございました。続きまして、れいわ新選組参議院議員の船後靖彦議員よりしく願ひいたします。

船後議員介助者：代読させていただきます。みなさま、こんにちは。れいわ新選組、参議院議員の船後靖彦でございます。

今年は新型コロナウイルスの感染拡大のため、例年のように全国から日比谷野音に一堂に会することができませんでした。かわりに各地の会場とそれぞれの場所に参加されるかたがたを、オンラインでつないでやる新しいかたちとなりました。今まで日比谷に來れなかった方が参加できるという意味では、よいことと思います。

しかしながら、やはり大勢のかたが集結して語り合う熱気は得難いものと感じておりました。

さて、コロナ感染対策として、マスク着用・手洗い・社会的距離をとることが推奨されています。しかし、私たち障害者は、人の手を借り、直接からだにふれる介護を必要とし、お人によっては、ささやく声を口元で聴き取ってもらったりいたします。また、顔の表情をふくめた手話で語り合うなど、感染対策をとることがむずかしいのが日常です。そのようななかで、細心の注意と高い使命感をもって介助や医療にあたっておられる介護・医療の現場では、マスクや消毒液、防護服など必要な資材が不足し、利用者・提供者の双方ともなかなかPCR検査が受けられないなど、不安と混乱がまき起こりました。

もともと介護人材が不足している介護現場では、利用控えや、ヘルパー不足のために多くの事業所がつぶれたり、事業所内での感染が収束するまで少人数で現場をまわすなど、介護従事者に加重的負担が強いられました。

また、感染者を受け入れた医療機関では、防護服を着たら長時間トイレにも行けないなど、医療従事者の精神的・肉体的負担が大きく、受診控えのために、大幅に収益が悪化しています。

こうしたいつ終わるか予測不可能の感染症とのたたかひのなか、人工呼吸器やエクモなどの医療機器の不足や、集中治療室が満杯になる状況が危惧され、救命における優先順位の手続き、つまり「命の選別」を進める意見が社会に広がりました。そういう風潮のなかで、京都府でのALS患者の囑託殺人事件が報道されました。



事件へのネット上の反応で、一部の政治家が「こうした事件が起きないように、尊厳死の法制化を」と発言したり、「生きる権利だけでなく、死ぬ権利も認めてほしい」という反応が多いことに、衝撃を覚えています。介助や支援の手を借りて生きることは社会の「負担」であり、その負担を軽くしないと社会・医療資源がもたない、というあやまった認識が急速に蔓延しました。

さらに、多くの入所施設や精神病院で、感染防止のために面会禁止となりました。それだけでなく、外出や交流の機会が制限され、刺激や楽しみの少ない入所・入院生活がますます閉ざされ、施設・病院内の権利擁護活動、退院促進・地域移行の取り組みも停止せざるを得なくされています。

このように、コロナ禍は、私たち障害者をめぐるもっとも深刻であり、かつ脆弱な部分を白日のもとにさらすことになりました。

コロナ禍のなかで急速に進んだ、人と人との距離の取り方、リモート社会は、コロナ収束後も拡大していくものと思われまふ。こうした方向が、人と人との関係を分断し、排除や差別を持ち込むことのないよう、私たちは「骨格提言」が提起してきたことを政策として実現できるよう、さらに取り組みを強めなければならないと考えています。

差別のない、だれもが尊厳をもって生きられる社会づくりのために、みなさまとともに励んでまいりたいと存じます。ともにがんばりましょう。

13. 横澤たかのりさん（参議院議員）

司会：参議院議員の横澤たかのり議員、お願いいたします。

横澤：みなさん、こんにちは。新しい立憲民主党参議院議員、岩手県の横澤たかのりでございます。

私自身も22年前の事故で車椅子の生活になり、しょうがいしゃといわれる立場になりました。

健全者からしょうがいしゃという立場になり、いろんな差別や偏見不合理をたくさん感じて生きてきたなかで、今回木村議員、舩後議員とともにもう一人の車椅子議員として参議院議員に送っていただきました。

自分の経験が、いい社会づくりに役に立てばという思いで

今回議員活動にチャレンジしたわけですが、しょうがいしゃをめぐる環境は、通所施設やしょうがいしゃの食事、加算の廃止、減額の方向にあり、まだまだ改善が必要です。

そしてまた来年度予算の概算要求ではしょうがいしゃ施策をめぐる概算要求は増えているのですが、本当に困っているかたがた、そして介護されている家族のところにいき届いていない現状がまだまだあります。

さきほど木村議員もいっておられましたが、ともに学ぶそしてともに文化スポーツを楽しむイン



クルーシブ、真のインクルーシブ教育の推進や、また地方で暮らすしょうがいを持たれているかたがた、地域公共交通がバス路線などの廃止で私たちしょうがいしゃがなかなか外出できない状況が起こっております。

このようなさまざまな課題をみなさまとともに、しっかりと課題解決に向けてこれからも取り組んでまいりたいと思います。

強いだけの国ではなく、優しさを持った日本でなければなりません。そして、この骨格提言の理念の実現をみなさまとともに一生懸命前へ進めてこれからも強さと優しさのバランスがとれたこの国この社会をつくっていくために全力でがんばってまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

14. 倉林明子さん（参議院議員）、宮本とおるさん（衆議院議員） （代表して倉林さん）

司会：続きましてですね、衆議院議員、日本共産党の宮本とおる議員と同じく日本共産党参議院議員、倉林明子議員がいらっしゃっています。ありがとうございます。

倉林：骨格提言の完全実現を求める大フォーラムがこういうかたちでコロナ禍でも開催されましたことに、あら

ためて、みなさんのご努力そして参加者のみなさんへの敬意を最初に表明したいと思います。今回も大フォーラムが開かれて本当におめでとうございます。

今日は参議院議員の私、倉林明子、そして衆議院議員の宮本とおる議員といっしょに参加させていただいております。

みなさんのかかげてこられている、「私たちのことを私たち抜きに決めないで」というスローガンに、団結してまいりたいと思います。

しょうがいしゃへの65歳での介護保険優先原則の押しつけがおこなわれているのと同時に、介護保険の改悪が一層進められようとしている。ともに連帯してたたかっていくということを表明したいと思います。

コロナでうきばりになったこの国の社会保障の脆弱性、これを大きく転換に向けてがんばっていきます。

今日はほんとうにありがとうございます。



15. 福島みずほさん（参議院議員）

司会：では続きまして、社民党の参議院議員、福島みずほ議員よろしくお願いします。

福島：どうもみなさんこんにちは。社民党参議院議員、福島みずほです。いつも日比谷野外音楽堂で大フォーラム、骨格提言を実現するぞ！という大フォーラムの集会に参加をしております。今日こういうリモートで開催されること、本当におめでとうございます。

このコロナ禍のなかで、さきほど太田修平さんや古賀さんとか、いろんなみなさんたちと障がい者のみなさんの問題について、とりわけ厚生労働省には実態調査をちゃんとやってほしいとか、本当にさまざまな交渉をしてきました。そういうことがしっかり実現できるようにやっていきたいと思っております。

また、2011年の総合福祉法の骨格提言を実現するぞということで、格別に思い入れがあります。先ほどの太田修平さんの障がい者自立支援法訴訟の基本合意の完全実施、これはずっと私たちが求めてきました。古い話ですが2009年に障がい者施策担当大臣になった時、その年の12月に障がい者制度改革推進本部を立ち上げ、当時の総理大臣鳩山さんが本部長、私が副本部長になって、障がい者制度改革推進会議を立ち上げました。車いすの弁護士の東さんに事務局長になってもらい、審議会のメンバーにたくさんの当事者のみなさんに入っていて、障がい者基本法の改正、障がい者差別解消法をつくるぞ、総合福祉法をつくるぞ、という3本柱でやってきました。そこで出た骨格提言ですから、実現のために私自身も本当にがんばっていききたいと思っております。

この時の障がい者差別解消法をつくるぞ、というときの熱気がとても大きいもので、文科省とも当時すごくやっていて、インクルーシブ教育がもっともっと進むと思っておりました。先ほど木村英子さん、船後さん、横澤さんの話もありますが、なかなかこれが進んでないんですね。障がい児を普通学級へという運動が長くあります。また、医療的ケアが必要な子どもが学校へ通えるよう川崎で裁判もしていますが、なかなか認められない、進まない。インクルーシブ教育をどう進めていくかということももっとやっていきたいと思っております。

木村さんの話にもありましたが、高校入試はほぼ全入といって受験者みんなが合格するにもかかわらず、障がいを持つ子には定員内不合格とするとかの不平等をなくすために、教育の場面もしっかりやっていきます。

雇用でいえば、さきほど木村さん、船後さんからもありましたが、私自身も雇用の場での通勤に関するタクシー代が出ないとか、その支援がなくなっていくということで、ずっと厚生労働委員会などで質問をしてきました。この問題の解決なくして、この支援なくして、障がいのある人たちが



働くことはできない。このことをしっかり応援していきたいというふうに思っております。
このコロナ禍のなかで命の選別という問題がうまれたり、さきほど松後さんからありましたが、ALSの人に関する嘱託殺人事件の問題に関して、尊厳死を考えるべきだということにもすさまじい危機を感じております。今日のJDFの藤井さんが紹介していたナチスドイツで障がい者をまず虐殺をしていったというNHKのテレビ番組もありましたけれども、差別と選別が本当に進んでるんじゃないかということにすさまじい危機感を感じております。生きにくい社会、生きられない社会ではなくて、本当に生きられる社会というものをいっしょにつくっていききたいと思っております。

介護を障がい者政策に乗っけてしまうと、生活保護の切り下げを認める判決が出るとか、本当に枚挙にいとまがありません。もともとが障がい者差別を解消するぞということで、みんなで力をあわせて自立支援法をぶっとばせと、私たちのことを私たち抜きに決めないで、とすさまじい1万人デモを何回もやって障がい者政策は進んできました。

当事者がものすごく無理をしないと実現しない政策なんておかしいぞと思っておりますので、本当に力を合わせたいと思います。まさに強力なるみなさんたちが国会にきてくださったことで、大いに障がい者政策がもっともっと進んでいくだろうと思っています。超党派で力を合わせて問題解決が進むように予算委員会や厚生労働委員会などでがんばってまいります。

本当にがんばります。ありがとうございます。

16. 藤岡毅さん（介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット 共同代表）

司会：続きまして、介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット共同代表であります弁護士の藤岡毅さんよりビデオメッセージをいただいておりますのでごらんください。どうぞ。

（ビデオ映像）

藤岡：みなさん、弁護士の藤岡毅です。

2010年4月から2012年7月、内閣府障がい者制度改革推進会議総合福祉部会、いわゆる55人委員会のメンバーとして骨格提言の作成に関わりました。また、障害者自立支援法違憲訴訟全国弁護団事務局長として2010年1月7日の国と訴訟団との基本合意の締結にも関与いたしました。また2012年に結成した介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネットの共同代表をつとめています。

前回のフォーラム以降、この1年であったできごとから数点だけふれます。比較的良好いニュースとして福祉労働の最新号168号ですね、この113ページ以降に報告をいたしました。江戸川区で一度に4名の重度障害者に一日24時間の重度訪問介護の支給決定が出されました。しかしなが



ら、必要な介護支給を行行政側が拒んで事件になっているケースは全国でまだたくさんあります。障害者権利条約と障害者基本法は障害の医療モデルから社会モデルに変換されたんです。しかしながら、現実には未だに医療的な観点だけから支援の必要性を評価し、日常生活、社会生活に対する障壁の除去のための支援の必要性が、福祉的給付の指標にはなっていない現実があります。

また、職場での重度訪問介護が現実に禁止されている問題も、障害者を働く場から排除して権利条約に抵触するものと考えます。国には早急にこれらの点の抜本的な改革を実施してもらいたいと思います。

次にこの一年で一番悔しいニュースは、川崎市の普通小学校の入学を希望した医療的ケアを必要とする障害児である、光普和希君の入学を拒否した川崎市、神奈川県、神奈川県の処分を合法と判断した2020年3月18日の横浜地裁判決です。小さな頃から同じ仲間として育ったことが、差別をなくすためにはもっとも大切です。横浜地裁の裁判官はそれがわかっていません。いいかえれば、障害者権利条約で一番大切なインクルーシブな社会の実現ということの意味が、裁判の世界、社会全体にまったく理解されていないということを示しているものです。改めて障害者権利条約、基本合意、骨格提言を社会のすみずみまで実現していくことの必要性を教えてください。事件だと思えます。この事件、現在東京高裁での審理が予定されていますので、ぜひみなさまのご支援をよろしくお願いします。

最後に、新型コロナウイルスに負けずにみんなで力を合わせて、次の世代の未来につなげていきましょう。

17. 山岸久美江さん（全国公的介護保障要求者組合・福岡支部）

司会：福岡の全国公的介護保障要求者組合、福岡支部、山岸久美江さんからメッセージをおあずかりしています。どうぞ。

（ビデオメッセージ）

山岸：こんにちは。福岡県北九州市に住む山岸久美江と申します。

肌寒くなってきましたね。お元気にお過ごしでしょうか。今日みなさまにぜひお伝えさせていただきたいことがあって出させていただきました。

みなさまはしょうがいしゃ65歳問題というのをお聞きになったことがありますか？スマホなどのネットでしょうがいしゃ65歳問題と打ち込めば、その説明がたくさん出てきます。これはみなさまの寿命にも関わるととても大切なことなので、どうか耳を傾けてくださいね。

ひとことで言うと障害者総合支援法で65歳までヘルパーさんが派遣されてきているのが、介護保険法に65歳以降切り替わるといいます。私も昨年しょうがいしゃ65歳問題をかかえ、



大変な思いをしました。私はセルフプランで自分の計画を立てていました。私は動けないので、電話で役所に問い合わせました。「今まで認めている居宅介護の時間数はそのまま継続していただけるのですか？」役所ははっきりしたことはいわず、「とにかく介護認定調査を受けてから」としかいってくれませんでした。しかたないので、相談員をつけて相談員の方に聞きに行っていたきましたが「よくわかりませんでした」というお返事でした。

みなさん、障害サービスでいきたければ介護認定調査など受けてはいけないのです。あえて私は、だまされたように、という言葉で失礼ながら使わせていただきますけど、役所はきちんとした説明責任があるにもかかわらず、何の説明もしないまま介護保険に落とし込んでいくというやりかたでした。私は障害区分5でしたが、わけがわからないまま介護認定調査を受け、介護保険1回目是要介護2で、まったく時間数がたりなくて、障害サービスの上乗せもしないといわれ、1ヶ月6万円の出費が見込まれました。その後役所からいわれ、また認定調査を受け直し、要介護4になりました。

今ここで、私は時間数のお話をしていますが、それだけではありません。2つ目は、介護保険制度と障害者総合支援法の違いは、仕事ができる範囲、許される範囲がちがうのです。だからしょうがいでもOKだったことができません。ヘルパーさんの仕事をはかるものさしが変わってくるのです。介護保険法のものさしはしょうがいとくらべて細かく、きびしく規定があって、できる範囲が限られています。しょうがいの特性によっておこなう必要時間数部分は認めていただけません。ケアマネのつくるケアプランで認められたことしかしていただけません。ケアマネは高齢者対応が得意分野です。若いしょうがいしゃへの対応は苦手意識があります。私のケアマネは多くの時間をけずろうとしました。でもそれでは私の生活は成り立ちませんから、先へ進みませんでした。私はからだも心もクタクタで、何をどうしたらいいのかかわからず、涙が出て夜も眠れず苦しい状態でした。死にたい気持ちにもなりました。

そんな私を助けてくださったのは、全国公的介護保障要求者組合の、三井絹子委員長をはじめとする会員のみなさまたちでした。東京から20人あまりのかたが飛行機で来てくださり、役所のかたと交渉してくださいました。私は介護認定を取り下げ、組合のかたたちのご尽力で私の願う、いままでどおりのしょうがい福祉制度のなかにとどまることができました。それで今生活を維持できています。それは並々ならぬご支援でした。

しょうがいのあるみなさま、再度お伝えします。介護保険サービス優先です、と役所からいわれでも、私のようになんもわからず、そうなのかあ・・・なんて思わないでほしいのです。なぜなら、厚生労働省から平成19年3月付の通達文で「一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこと、とする。申請に関わる具体的な内容を、聞き取りにより把握したうえで、申請者が必要としている支援内容を受けることが可能かどうか適切に判断すること」と通達文が出ているからです。

だから自分はずっといままでどおりの障害福祉サービスを続けたいということをいい続けることが必要です。みなさまが周囲の力で対応できないと思われたらネットで三井絹子と検索して連絡してみてください。きっと良い方向付けを教えてくださいましょう。そこに救いの手があるこ

と覚えていてください。自分一人が我慢すればと思わないでください。5年後、からだが弱って取り返しのつかないことになるかもしれません。

あなたの我慢はほかの人にも我慢を強いることになるかもしれません。おかしいことはおかしい、できないことはできないといひましょう。できなくて苦しんでいるかたがたくさんいるから、私たちはみんなで声をあげなくてははいけないのです。

18.堀楓香さん（インクルネットほっかいどう）

司会：続いては北海道からインクルネットほっかいどうの堀楓香さんにお話しいただく予定でした。しかしご事情によりご欠席となつてしまいました。メッセージをおあずかりしていますので代読させていただきます。

堀：こんにちは。今回参加する予定だった堀楓香です。

私自身は体調に問題はありませんが、介護者がコロナになって濃厚接触者となったため、入院しました。

これからも苦しいことや悲しいことがあるかと思いますが、その感情を素直に出していいと思います。押し込める必要はありません。しょうがいあっても人権があるということを病院から伝えていきたいと思ひます。

ということで以上です。

司会：堀さん、メッセージありがとうございました。ほんとに悔しいですが、早くもどってきてくれることを願っています。



19.白石清春さん（あいえるの会（福島））

白石：今年度のあいえるの会に関するイベントは、多岐にわたって計画されていました。

昨年建設が着工した自立移行住宅・あーすろ一どの完成式典、私と橋本氏が今年70歳になったので「古希の祝い」、大阪の「もちもちの会」との合同合宿、横浜のCILの自立の魂が中心に企画した「障害者エンパワメントプロジェクト2020」と、大きなイベントが目白押しに計画されましたが、だいたいのイベントは来年度に延期されました。



それでも、自立移行住宅・あーすろーどの開所式は3カ月延期して、参加者も大幅にしばって7月15日に開催していきました。横浜のしょうがい者たちと福島のしょうがい者をつなぐ「障がい者エンパワメントプロジェクト2020」の参加者によるオンライン会議をこれまで3回おこなってきました。

なお、あいえるの会の総会、あいえるの会が加盟している福島県障害者自立生活推進連絡会の総会も、みんなで集まる形式をとらずに「書面表決による」総会になってしまいました。また、福島県しょうがい者自立生活推進連絡会では年に一度、しょうがい者の自立生活に関する国の政策についての要望をまとめて福島県出身の国会議員に対してロビー活動を行ってきましたが、新型コロナ禍でこれも中止になってしまいました。

なお、あいえるの会の介助サービスを利用しているしょうがいしゃが、ほかの事業所の訪問入浴を利用した際に、その事業所の職員が新型コロナウイルスに感染していたために、職員の介助を受けたしょうがいしゃが濃厚接触者となり、あいえるの会にも緊張が走りました。そのようなことがあり、あいえるの会では新型コロナウイルス対策について毎週のように会議を開いて「予防対策」を話し合っています。

来年度には新型コロナウイルスの猛威が収束して、日本または世界がもとどおりに元気な姿をとりもどすことができることを信じて、現時点でやれることをせいっぱいやっていきます。

20. 橋本広芳さん（あいえるの会（福島））

橋本：みなさん、こんにちは。

コロナの勢いは世界中を混乱させていますが、わが街郡山でも10月に入り感染者が急増しており、私たちの活動も制約を受けざるを得ませんが、コロナを警戒しながらなんとか毎日の活動を続けております。

おかげさまで重度しょうがいしゃがまちなかで自立生活を営める力を身につける自立移行住宅・あーすろーどが完成しました。

自立移行住宅・あーすろーどは親に世話になっている在宅の重度しょうがいしゃに長期の体験入居をしてもらって、先輩からの助言や自立生活プログラムを受けて、力を蓄えた段階で民間の住宅や公営住宅に移り住んで本当の自立をおこなっていく住宅形態です。

本来は5月か6月の段階で入居者を受け入れることにしていましたが、コロナの影響などがあり、ずいぶん遅れてしまいましたが10月終わりにはようやく2名のしょうがいしゃが入居できるようになりました。

ただ、コロナの影響とともに問題になっているのはヘルパーが集まりにくい状況がなかなか解決できないことです。

ヘルパーが集まりにくい状況は福島県に限らずに全国どこにでもある問題です。コロナの



影響で働く場を失った人たちがたくさんいるときいています、そのような人たちがヘルパーとして働いてくれば問題が解決できると思うのですが。

このようにコロナの影響でみんなが閉塞感を味わっているところですが、私たちはヘルパー不足を解決するため、しょうがいしゃをこの世にあってはならないものと決めつける優生思想とたたかうため、しょうがいしゃが安心して住める街づくりを進めることなど、あらゆる活動の広がりを実現させるために前進をはかっているところです。

21. 成田茂さん（障害者自立生活センターほっとたいむ（群馬））

司会：次に群馬会場から、障害者自立生活センターほっとたいむの成田茂さん、いらっしゃいますか。

成田：始めます。こんにちは。群馬会場共同代表のCILほっとたいむ成田と申します。医療機関へ入院中の重度訪問介護は平成30年に改訂され、入院中の重度訪問介護が受けられるようになりましたが、



昨年、東京都の当事者団体の調査では、ほとんどの医療機関で重度訪問介護が受けられていないということが判明しております。さらに精神科病院での重度訪問介護の導入は、閉鎖病棟であるがゆえの隔離的入院形態を始め、外界との遮断的体質から、はたして重度訪問介護の導入が可能なのか、大きな疑問と課題が残されています。

昨年の厚労省との交渉のなかで精神科病院の医療機関内で重度訪問介護が受けられ、精神科病院をふくめたすべての医療機関に対し、各自治体を通じて周知徹底をするとの回答でした。答えにならない回答で、その後何も変わらない状況が続いています。

この精神科病院の問題はさらに今年に入って大きな事件が発生しています。ほかのみなさんも述べていますが、神戸市の神戸病院での入院患者への虐待事件。別件逮捕から病院内での虐待が発覚したわけですが、虐待を受けた患者さんの一人はその後死亡しております。ちなみに死因は公表されておられません。今月3日の厚労省との交渉では、現在神戸市が調査をおこなっている、それを待って厚労省が何らかの方向を示すという回答で、厚労省、国は完全に地方自治体に丸投げ状態です。国の責任の所在すら明らかにしませんでした。監督官庁でありながら地方自治体に丸投げし、当の厚労省は動かず静観しているのみといっても過言ではありません。

ほかにも、同じ神戸市で兵庫県立心の医療センターで、看護師が患者に対する暴力事件を起こしたり、また、宇都宮病院では薬を処方したことにして、まったく患者さんに処方せず、不正な経営をしているというようなことが次々明らかになっております。

これらは氷山の一角で、まだ相当数の虐待や暴力、不正などが、日本全国の精神科病院などでおこなわれているのではないかと疑問を呈します

群馬県では、最近いろいろなことが起きています。伊勢崎市にある障害者福祉施設で、施設利用者が、サービス待遇の改善を求めて、市に相談したところ、施設側から4人の利用者に対して一方的に利用停止をしていたことが、明らかになっています。

そのほかにも、群馬県は、サービスステーション事業、重度しろうがいしゃを一時的に預かるサービスステーション事業を来年末で廃止するというようなことを検討していると発表しました。

それから太田市には精神科病院に40年もの間強制的に入院をさせられていた当事者が、憲法で定める居住や、職業選択の自由、幸福追求権などを侵害されたとして、国家賠償責任請求を求め、東京地裁に提訴しています。本人は何度も病院側に対して退院を要求したそうですがまったく聞き入れてもらえず、ようやく退院というか、東日本大震災により、入院していた病院が被災し、やむなく茨城県内の病院へ転院、さらにその病院の先生からは「あなたは入院が必要じゃない」といわれ、群馬県太田市のグループホームのほうで生活することとなりましたが、現在は民間のアパートで暮らして、パートでの仕事や趣味を楽しみながら地域で生活しています。

神戸市の虐待暴力事件とは、いろいろこのようなことは無関係に思えますが、命の尊さや、人を人として見ない、また、精神科病院などで長期入院や隔離身体拘束、精神科医療そのものの背景、そして津久井やまゆり園の殺傷事件などと相通じるものがあるのではないかと思います。日本の精神科医療制度は諸外国にくらべて立ち遅れているといわれています。精神科医療の制度改革をふくめ、今一度当事者がしろうがいの種別を超え、一致団結をして声を大にし、国や地方自治体へ訴えかけることが絶対に必要です。群馬は以上です。

22.野島久美子さん（埼玉障害者市民ネットワーク代表）

司会：続きまして、埼玉障害者市民ネットワーク代表、野島久美子さんよろしくお願ひします。

♪デモ行進の映像♪

わけないで わけないで あなたのつごうでわけないで
わけないで わけないで お国のつごうでわけないで

（ご本人様の承諾を得て、原稿を添付させていただきます。）

野島：私たちは埼玉障害者市民ネットワークといいます。
「障害のある人も、障害のない人も地域で共に」を合言葉に活動しています。

毎年浦和の街で「ちんどんパレード」をおこなっています。

「わけないで！ わけないで！ お国の都合でわけないで！」とか「いきている！ いきている！



まちなか
街の中でいきている！」などのかけ声で歩きます。

2012年2月9日に「冬のちんどん」と銘打って浦和でパレードを実施しました。

このパレードは、『障害者制度改革推進会議』の『総合福祉部会』が前年8月30日に出した『障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言』(骨格提言)を受けて、厚生労働省が年度内に法案化に向けた動きに対して、骨抜きにされないように一般市民やマスコミにも理解してもらおうと訴えたものです。

シュプレヒコールは「骨格提言を骨抜きにするなー!」「私たちのことを、私たち抜きで決めるなー!」「地域で暮らすぞー!」などでした。

そして、毎年10月に日比谷で開催される大フォーラムに参加を続けてきました。政権与党と厚生労働省は「骨格提言」を無視していますが、この骨格提言は私たちの要望や思い入れが詰まったものだと思っています。

この大フォーラムはその主張をゆるめないで、ずーっと続けることが大切だと思います。

最近の私たちの関心事は、コロナ禍の状況であり、優生保護法と強制不妊手術であり、出生前診断であり、安楽死問題です。

コロナ禍では私たちには、マスクや消毒などでの防衛しかできません。

そのあとの件は、すべて「不良な子孫を残さない」という優生保護法の目的にそったことであり、差別思想いっぱいのものです。

私たちは、埼玉でも「出生前診断反対」「安楽死・尊厳死反対」をいい続けていきます。

全国の、大フォーラム参加のみなさんといっしょに、たたかっていきます。

23. 李幸宏さん(年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会代表)

司会: ありがとうございます。つづきまして東京から、年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会代表、李幸宏さんよろしくおねがいします。

李: 複合差別の問題として在日コリアンのしょうがいしゃ、高齢者の無年金のことを提起させていただきます。毎年提起させていただいていますが、年金制度の国籍条項を撤廃させる全国連絡会というのをつくっております。地方の登録団体が加盟しながらやっているんですが、コロナのショックが広がる直前の2月14日に大フォーラムのメンバーにも参加してもらって、交渉を昨年に続いてやりました。本当にそのあとはコロナの関係でばらばらになってしまったんですけども、その厚生労働省のほうで2004年に特定しょうがいしゃに対する特別給付金っていうのが、



もう16年になっちゃいますができたんですけども、そのときに最初は在日コリアンのしょうがいしゃは対象になっていたんですけども、まぎわになって排除されてしまいました。いろんな本人の責任が少ない、あるいはないしょうがいしゃを救済しようということでその給付金制度ができようとしたんですけども、在日コリアンは制度的無年金者っていう言い方もされるんですが、まったく本人の責任がありません。制度によって一方的に無年金にさせられています。当然そういう給付金の支給対象にこれだけでもたりない感じはしたんですけど、当然なっていたんですけど、当時の、今もそうですが、自民党の意図で排除されてしまいました。それから何度か要望等してますが、その給付制度の中には今後検討するという文言も入ってるんですけど、今年、交渉した時、どう検討したかということも言っても、いっさい前向きな回答がありませんでした。そもそも1959年に国民年金法ができたんですけども、その時に、日本に住んでいる在日外国人も排除しないで入れておけば、この問題はそもそもありませんでした。そのとき、1959年に日本に住んでいる在日外国人というのは、旧植民地出身者の在日コリアンと中国人がほとんどを占めていました。そういう人間をわざわざ排除するというのは、いかに植民地支配の反省がないかっていうことのあらわれだと思います。

もっといえば、そもそも1910年に植民地支配をして一方的に、私の祖父母たちも、その当時は日本人になったわけです。日本人になって、今度は戦争が終わって1952年の時のサンフランシスコ条約で、日本が独立する時に、在日コリアンや中国人の人たちは選択する権利がまったくなく、一方的に今度は国籍をはずされました。これは、世界人権宣言は、なんびとも勝手に国籍をうばわれたり、変更されたりしないんだ、という宣言を1948年にやってるんですね。1948年に世界人権宣言がそういうふう言ってるんですけども、日本政府はそれを完全に無視して、1952年に国籍を勝手に奪い、今度は、社会保障の権利をもちろん国際人権宣言にあるんですが社会保障の権利を奪った。世界人権宣言は強制力はありませんから、それに違反したからといって、どこから罰則がくるわけじゃないんですけど、こうもあからさまに日本政府は国際的な指針を違反して、そのあとも国連から改正するようという勧告を受けています。日弁連も勧告しています。それから自治体のほうでも多くの自治体のほうで、半分の給付を自治体のほうで負担して作っています。

私は町田に住んでいますけれど、町田でもそういう制度をつくっています。東京都もほか大きいところですね、多住地域ではだいたいそういう制度があるんですけども、代わりの制度を作りながら半分の給付制度をつくりながら国に要望をしています。国が本当にそういうのを無視してきたのです。歴史の反省がないというか、アジアのほかの民族の人権を大事にしないというふうな日本がみなされることは、この時代になってほんとうに日本の価値をさげていくんじゃないか、ということだと思います。信用されない日本になって軍事的な対立をするよりも、人権のためなど使うべきところに使って戦後の責任のためにお金を使うことのほうがはるかに有意義じゃないかと思います。在日コリアンの日本に住んでいるしょうがいしゃの仲間が、高齢になってもずっとこの状態で年金が保障されないということが、これからも続きそうです。交渉していきたいと思いますので、みなさんと連帯しながら日本の姿勢を正していければなあと思います。ありがとうございました。

司会：李さんありがとうございました。大フォーラムはですね、国籍に関係なくいろんなことを言ったりしていきたいと思います。本当にありがとうございました。

24. 鈴木次郎さん（神奈川県障害者自立生活支援センター理事長）

司会：続いて神奈川県から障害者自立生活支援センターの理事長の鈴木次郎さんより、ビデオメッセージをいただいております。そのビデオメッセージのあと、続いて宮崎さんに代読をしていただきます。よろしくお願いいたします。

（ビデオ映像）

鈴木：みなさんこんにちは。神奈川県障害者自立生活支援センターの鈴木です。本来ならば、直接お話をしたいんですけど、こういう状況なので代読させていただきたいと思います。

宮崎：神奈川県障害者自立生活支援センターの鈴木です。

私の住む神奈川県では、4年前、津久井やまゆり園に入所していたかたがたが襲われ、19人もの尊い生命が奪われ、26人が重症をおわされた「相模原障害者殺傷事件」が起きました。

そして今年、事件の犯人である植松被告に対して死刑が確定しています。

裁判では、植松個人の責任能力の有無に焦点があたり、彼の「重度障害者は不幸しかつくない」、「殺したほうが社会の役に立つ」という主張の背景や原因を深く掘り下げることはできずに結審しています。

神奈川県は、津久井やまゆり園をふくむ6つの施設における支援のありかたなどの検証をおこなうとしています。

しかし、今日まで、津久井やまゆり園における虐待や不適切な支援についての検証は、曖昧となったままになっています。

津久井やまゆり園の支援検証委員会が出した中間報告では、職員による入所者への暴力や、不適切な支援があったとされ、事件につながった背景のひとつとして報告されています。

また、最近では、同法人が運営するほかの施設において、虐待の可能性もあるかもしれないと自治体に通報した職員に対し、「懲戒処分の対象にもなりうる」という文章を職員向けに出し、「極めて不適切」として改善を求められるという事実も出てきました。

これに対し、「職員に向けた内部文書であり公表する考えもなく、質問にも答えない」といった運営側の回答は、新聞記事で黒岩県知事がいっていたように、同法人のガバナンスに問題があることはいうまでもないと思います。

いくら職員個人の実践力が高くても、その職員が所属している組織の健全な法人運営ができていなければ、質の高い福祉サービスを提供していくことはむずかしいのではないのでしょうか。



今、新型コロナウイルスが原因で、権利擁護活動として施設に出向いて面談をする、オンブズマンによる訪問相談会も中止となっている状況です。

虐待や、不適切な支援は、閉ざされた密室で起こります。だからこそ、外からの目を入れて、日常の支援を振り返る機会を持ち、支援のあり方をともに考えていくことが、事態を悪化する前に防止できる有効な手立てであることは間違いありません。

しかし、コロナの影響で、入所している人たちの声は、外部に届きにくくなっています。今年は、毎年開催してきた津久井やまゆり園の追悼集会も、コロナによって開催が見送られました。

新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たないなか、死刑確定と共に、急速に世間の関心度が低下していると感じています。

私は、神奈川県で生きる一人の人間として、これからも、あの事件を絶対に風化させてはならない、声をあげ続けていかなければならないと、思っています。

25. 小泉浩子さん（日本自立生活センター（京都））

小泉：私は、京都の日本自立生活センターで活動しています。小泉と申します。

京都では、最近筋ジストロフィー棟からの地域移行を積極的に進めるなど、障害者の地域自立生活を広げる活動を展開しています。

けれども、最近、私たちの「生きる」を否定するような動きも強く感じられるようになりました。

今日は、安楽死という名の囑託殺人や補助自殺の問題に対する京都の取り組みを報告します。

日本自立生活センターでは、昨年6月2日NHKで放送されました「彼女は安楽死を選んだ」の報道において、私たちの尊厳や生命を脅かすような内容だったためBPOに申し立てをおこないました。

私たち障害者は、社会から常に、邪魔者の扱いをされてきています。命すら否定され続けてきました。そのなかで、あの番組は、人の死を、美しく描き、苦しむ人はこのように死んでいけるよ。社会から邪魔者扱いされるのなら、死んだほうがいい、とのメッセージをあてました。

しかしながら、私たちは、苦しみを仲間たちや支援する人たちの支えのなかで時に幸せを感じる瞬間もありながら生きています。そのような生きかたがあることを報道せず、生きていけば家族の迷惑、社会の迷惑になると受け取りかねない報道を私たちは許せませんでした。同時に「死にたい」「死なせたい」そのように感じる人たちを増やすのではないかと危惧しているところに、京都の地で「囑託殺人事件」がおきました。

私は、障害当事者で、ヘルパー派遣事業所の管理者でもあります。そのため、ヘルパーが 24



時間入るかたちでの暮らしを見てきました。ですから、今回亡くなった林さんがヘルパーとともに苦悩していく日々は、想像がつきます。「死にたい」そう思う日々もあったでしょう。「死にたい」そう思う時に、「楽に死ねるよ」と思わせたら、ゴロゴロと自分自身のなかでも、「死」へと、ころげだしてしまうだろうと思います。

この社会には、まだまだ私たち障害者の「生きる」を否定するメッセージがたくさんあります。私たちのことを「死なせたい」「ラクに死なせてあげたい」と思っている人も多いのかもしれない。だから、今回のような医師の肩書を利用した殺人事件が起きました。まだまだそういう悪い人がいるのではないかと、ぞっとします。

だから、私たちは声を大きくしていうことが大事だと思います。

医者・医療は、人の命を救うことをまっとうしてください。

報道は、生きる可能性を見出せる報道をしてください。

国は人が生きるための手助けするような法制度をつくってください。

これ以上、私たちを「死」へと追いやらないでください。

私たちは、「生きています。」そのことをしっかり見てください。

よろしくお願いします。

26. 高見元博さん（兵庫県精神障害者連絡会代表）

高見：ひょうせいれん・フレンズ（兵庫県精神障害者連絡会）という兵庫県下の精神障害者の当事者会をやっている高見と申します。

兵庫県では今年に入ってから5件もの精神科病院と障害者・高齢者施設での虐待事件が明らかになっています。

3月には神戸市西区にある精神科病院の神出病院での看護師らによる患者虐待が明らかになりました。虐待は20年以上前からおこなわれていたといいます。昨年末には警察が把握し、加害者らが逮捕され新聞が報道したのは今年3月にはいつからでした。今回の事件は加害者がたまたま別件の強制わいせつ容疑で逮捕されて、スマホに虐待の様子が録画されていたから事件になりました。

「男性患者同士にキスをさせた」「無理やり性器をなめさせた」「重さ106キロの櫃付きのベッドを逆さまにして患者を閉じ込めた」「トイレで裸にしてホースで水をかけた」という非人間的行為の数々がおこなわれました。加害者は看護助手や看護師6人。容疑は「準強制わいせつ」「暴力行為処罰法違反」などです。被害者は事件化されたのは患者3人です。加害者のスマホにはもっと多くの虐待動画がありましたが警察は事件化しませんでした。

神出病院は元々悪徳病院として知られていました。神戸市からもたびたび改善指導が入り、



医療保護入院でも不適当と指導されたことが多かったそうです。ひょうせいれんは事件が報道された直後に、神戸市保健所保健課と神戸市精神医療審査会に動いてほしいと求めました。神戸市保健課長は「事件後、調査に入り指導をして、その指導に従わない時は処分する」という返答であり、精神医療審査会は「患者からの通報がなかったから」と動きませんでした。これだけの事件が発生し病院ぐるみの犯罪であったことが裁判をとおして明らかになっているにも関わらず、病院が処罰を受けることはないのです。その根本的な理由は、「精神障害者は社会にとって危険な存在であり、野放しにしてはならず、精神科病院に閉じ込めておかねばならない。人権など適用対象外だ」という差別的な観念が社会に根強く存在しているからではないでしょうか。虐待をおこなった病院をただちに罰せられない現行法制がだめなのです。障害者虐待防止法における虐待発見者の行政への通報義務などが、医療機関や学校などに適用されないことも問題です。裁判では加害者は「患者の反応が面白かった」「芸人のようで面白かった」「悪ふざけに参加したかった」などといっていました。捜査段階では「看護師長らが率先してひどいことをしていたので、そういう人が出世するところなのだと思います」と供述していました。判決では加害者3人は執行猶予が付いて放免され、2人に懲役2年が下され、1人がほかの事件と合わせて懲役4年でした。神戸市健康局保健所保健課は8月に業務改善命令を出し、神出病院は9月に対策を発表しました。内容は、「警備員の配置、夜間巡回、監視カメラ、研修会」などです。そのなかで、神戸市は7月に虐待防止法の通報義務を病院などにも課する法改正をするように国に求めています。

9月10日の神戸市の精神保健福祉専門分科会で流れが変わっていることがわかりました。専門家は「国はこの病院をつぶせ」「解体的出直しが必要」「病院の認識は甘い。対策は何の意味もない」「病院の風土が問題だ」「医療をしているとはまったくいえない状況だ」「指定医資格を剥奪すべきだ」などときびしい意見を述べました。この流れを進める大衆運動が必要です。

10月5日には大フォーラム実行委員会が厚労省交渉をおこないました。厚労省は神戸市に丸投げして「指導権限は神戸市にある。神戸市はちゃんとやっている」という無責任な立場に終始しました。調査・指導権限は国にもあると追及されて認めはしたものの、その後は沈黙して権限を行使するつもりがないことを暴露しました。神戸市と一緒に虐待防止法の改正を国に求めることもしていきたいと思っています。

私たちは神出病院解体！精神科病院解体！をたたかっていきたいと思っています。

27.古井正代さん（脳性まひ者の生活と健康を考える会（大阪））

古井：古井と言います。

私は半世紀位前、福島から発言された白石さん、橋本さんと一緒に70年代の日本脳性マヒ者協会青い芝の会の運動をしていました。

傷痍軍人から始まったその頃の障害等級制度は、私たち脳性マヒ者のような、手、足がないのではなく、あるけど思うように動かない者たちに対する考え方はなく、ましてや介護を保障す

ることも考えられていなかった。要介護者は施設内に収容するか、介護者家族に依存することしかない。つまり私たちがこの社会で、普通に生きる権利はまったくありませんでした。そこで、私たちの生きる権利を厚生省（この頃は厚生省）に交渉していきました。介護は私たちにとって命と同様、介護は私たちの生きるための権利だと主張してきました。

それが今になって、65歳で障害者制度を打ち切ろうとしています。介護と共に生きてきた私たち障害者から、障害者としての誇りを奪い、私たちが勝ち取ってきた人権を剥奪するものであり、胸を張って生きてきた障害者としての私たちの人生が、65歳で否定されるのです。許してはならない障害者差別問題です。

私は3年前に、私の人権を無視する介護保険には入ることはできない、と突っぱねました。大阪では、はじめてでした。

みなさん、介護保険というのは、介護が必要な私たち障害者の人権を認めてはいません。介護保険料として徴収した保険金をやりくりするだけであって、ひとりひとりの障害の特性を認めません。そして何より介護保険での自立というのは健全者になることを意味するもので、健全者に戻るといふことだそうです。私たちのように一度も健全者になったこともない人間にとっては受け入れがたいものです。私たちの存在を否定するような制度は、断固拒否しましょう。

私は、アメリカに住んでいたことがあります。日本の制度とどこが違うか考えると、アメリカには罰則規定があるのです。たとえば、車いすマークのついた駐車スペースに障害者マークをつけていない自動車が駐車すると、日本円で3万5千円位、州によって異なる場合がありますが罰金がかかります。日本にも車いすマークの駐車スペースはどこにでもあります、ふつうにだれでも駐車しています。場所によっては「必要な方がいらっしゃるのでおあげください、お願いいたします。」と放送がかかります。日本の障害者の権利はお願いされなければ許されないのでしょうか？アメリカでは罰金を課してでも障害者の権利を保障します。

私がピッツバーグに住んでいた時、障害者の仲間が「映画館にいっしょに映画をみにいこうぜ！何本みてもタダの映画館があるから」と誘ったので、いっしょに映画をみて楽しみました。昔はこの映画館はバリアフリーではなかったそうです。そこで仲間たちが「公共の場でバリアフリーになっていないのは法律に違反している。裁判をする用意がある。」といいに行ったそうです。するとあわてて映画館をバリアフリー化して、障害者には料金をとらない約束をしたのだそうです。アメリカでは差別禁止法違反で裁判に持ち込むと罰金がすごいんです。その罰金を払うくらいなら、裁判で負ける前に変えたほうがいいし、宣伝効果も大きいと判断する企業が多いと聞きました。だから私たちの権利は罰則規定がないと弱いと思います。たとえ良い規定をつくっても、それが絵に描いた餅にならないよう、私たちの人権・権利を勝ち取りましょう。終わります。



28. 尾下葉子さん (NPO法人線維筋痛症友の会 (大阪))

尾下: NPO法人線維筋痛症友の会 尾下と申します。

友の会には2002年の創立以来、全国から延べ4500人あまりが情報や仲間とのつながりを求めて入会し、さまざまな活動をおこなっています。私自身は本日大阪府の池田市からの参加です。よろしくお願いします。

線維筋痛症という病気の名前自体は、このような機会をたくさん与えていただいていることや、著名人の病名公表が続いていることもあり、少しずつ知られるようになってきました。

主な症状は、持続的な痛みや異常な疲労感です。また、自律神経機能の異常からくる不眠、胃腸障害、など多彩な症状が出てきます。2002年に疫学調査がおこなわれ、人口の1.66%、患者数は推定200万人であると報告されており、私もその200万人のなかのひとりです。

根本的な原因はまだ未解明のままです。中枢神経に何らかの機能障害が起こっていることまではわかってきていますが、根本的な治療法はまだ確立しておらず、患者や家族は手探りで自分にできる治療を試し、不便で不安な日々を生きぬいています。

線維筋痛症は医療費の軽減が受けられる指定難病にはなっていません。医療費助成を受けられず、健康人と同じ医療費負担を背負っています。私たちのからだは多くの場合、腫れたり、曲がったりしてはいません。痛みの原因が数値や画像で評価されることはまれなので、障害認定自体が極めてとりにくい状況は今も変わりません。

みなさんもお存じのように、2011年に改正された「障害者基本法」において、従来の3領域の障害や、発達障害に加え、「その他の心身の機能の障害」が明記されました。みんなでつくってきたこの流れのなかで、障害者総合支援法にも、指定難病や関節リウマチ等が障害者サービス対象に新たに加えられて障害者手帳がなくても、必要なサービスが受けられるようになってきています。しかし、そこには未だに「病名という条件」が存在しています。線維筋痛症はこの指定された361疾患には入っていません。

線維筋痛症患者は日常生活のとても簡単なことができません。洗濯物を干すこと、掃除機をかけること、階段を昇り降りすること、歩くことなどは軽症の患者でも困難です。またできる時とできない時があって、がんばりすぎるとすぐに寝込みます。「さぼっている」と誤解されます、だるくて動けない時でも、見た目には元気そうねといわれてしまいます。

もちろん、疼痛や疲労による障害が、まわりの支援できちんと評価され、何とか障害者サービスを受けられている方もいます。しかしもともとの制度が、このような波のある病状や、身体



症状と精神症状が混ざっている私たちの障害状態に適応していないので、時間数が足りないとか、支援内容が自分に合わず、けっきょく制度利用をやめてしまったという声が会には頻繁に寄せられています。

活動を続けてきたなかで気づいたことがあります。

ひとつは、医療上の診断名のみで支援の内容や時間数を決めている限りは、いつまでたっても取り残される患者が生まれてしまうということ。そしてそんな人ほど、見ようとしなければ見えません。行政の施策の土台に乗れなければ実態把握さえもされない、それは今のシステムの限界です。線維筋痛症患者に限らず、病状が安定しなかったり、原因不明で病名さえつかない状況のかたは、自分で勇気を振り絞って出した SOS に気づいてもらえない限り、可視化されることはありません。

そしてふたつめは、「病名」が時に、新たな問題を生んでしまうということです。病名のレッテルを張ると、その病名の持つイメージがひとり歩きして、一人ひとりの置かれた環境や事情を覆い隠してしまいます。同じ病名、障害名でも一人ひとり困りごとやできることが違うということに、多くの人は気づいていません。「〇〇さんはあなたと同じ病気だけど、がんばっているからあなたもできるはず」そういわれて全身の力が抜けるような無力感を感じたことがある人はたくさんいると思います。

診断名ではなく、その人の日常生活上の障壁自体により、支援は組み立てられるべきです。「だれひとり取り残さない社会をつくる」という言葉を最近あちこちで聞きますが、私はいつもそれを聞くと、のどの奥に小さな骨がひっかかっているような、そんな違和感にざわざわします。自分たちはまさに目に見えない存在、取り残されている存在だ、そんな感覚が自分自身にあるからではないかと最近思っています。

この違和感の正体をもっとはつきりさせたいし、こんな違和感を誰かに持たせてしまう社会を、みなさんとつながって手をつないで変えていきたいです。
ありがとうございました。

29. 近藤竜治（ピープルファーストヒロシマ）

司会：つづきまして、広島からピープルファーストヒロシマの近藤竜治さん、よろしくお願いします。

近藤：こんにちは。

会場：こんにちは。

近藤；ピープルファーストヒロシマの近藤 竜治で
す。わたし達は今回の集会の前に会議から意見を
出してもらって発表することをまとめました。まず、
ヘルパーの問題です。先日も、事業者から「来年3月
で2人のヘルパーさんが退職になります。募集をかけ
ているのですがまったく応募がありません。そのた
め、ヘルパーさんの利用がいままでどおりにはできな
くなります。」と言われました。



支援費の頃から利用してきましたが、ヘルパーさん
に来てもらえる時間がだんだん減ってきました。利用時間が減ったら、市から利用時間が減ってい
るから希望時間数に合わせてくださいと言われて。希望時間でなく、可能な時間を書くことになっ
ております。ガイドヘルパーさんはわたしたちが会合などで、飲んだり、食べたりしても、いっし
ょに食べたり、飲んだりしません。今までは、いっしょに飲んだり、食べたりしていましたが、だ
んだんそれはできないことになっています。そう言われるようになりました。ピープルファースト
の活動では、外食の機会が多いのですが、しらけてしまいます。いっしょに活動しているという
気持ちになれなくなっています。ヘルパーさんとの人間関係がこわれると、ヘルパーさんを派遣し
てくれなくなります。父親がヘルパーさんの仕事の仕方に文句を言ったら次の日から来なくなった
そうです。風呂に入る手伝いをしてもらっていますが、ひとりで入るのは大変で困っています。
ヘルパーさんに気を使いながら利用しなければならないというのは、大変です。

また、いなかでは病院に出かけたりするのも困っています。基本的には公共交通機関を
使うようにと言われていますが、便利が悪くて利用できません。介護タクシーはあらかじめ予約し
ておかなくとも希望どおりに使えません。タクシーの利用も、年15,000円ほどしかないので、
持ち出しが必要です。金銭的にも困ります。移動の自由はまだまだ制約が多くて守られていない
と思います。

それから私たちにも福祉サービスのことや虐待事件の情報が十分でないと思います。支援者
からいくらかの情報は入りますが、その情報もほかのコロニーの人たちには伝えることができ
ません。コミュニケーションをとるにも、移動を自由にできない、知り合いに限られていて、
知り合う機会がない、スマートフォンなど自由に使えないなど、ハンデは大きいのです。私たちは、
毎年、市に要望書を出して話し合いをしてきました。要望書にはヘルパーのことなど、支援に
関わることや虐待の問題、差別解消法のことなど、当事者の声を行政に生かすことを
求め続けています。市は今でも当事者団体といえば、身体の方で、あとは家族だけだと言っ
ています。

でも少しずつ変化もあります。市役所に行くのはいやだ、どこに行けばいいのかわからないとい
う仲間の声があって、市に案内板などで全てルビをふってくれ、と要求しました。二年ほどして
市役所の案内板にルビがうたれるようになりました。市から出される文章にはルビがうたれるよ
うになっています。取ってつけたようなルビなんです、前進だと思っています。バスの利用につ

いても、市やバス会社と話し合ってきました。ノンステップバスが少ない時にはふやすように、数がふえていったら乗り降りが不便なところがあって困るから、広い場所を確保してほしいと、自由に利用できることを目標に話し合いを続けてきました。

そして、国では、障害者政策委員会の委員から、ピープルファーストの代表をはずされたままです。市の窓口は、精神障害者家族会、身体障害者団体連合会、そして手をつなぐ育成会の三団体が、しょうがい当事者代表をしているということです。国は真似をしています。それでも何年も交渉して、ようやく障害福祉計画をつくる時は、私たちの声を聞く機会をもうけるようになっていきます。しょうがい当事者として私たちの声を上げ、行政に私たちの声をとどけていくようにならなければいけないと思っています。

最後に、わたしたちは20年近く、知的しょうがいの権利を奪う裁判所とたたかっています。法律では今でも訴訟無能力者として成年後見人は扱われています。刑事責任には責任能力ありとされて、裁判では訴訟無能力者とされてきました。後見人制度も使っていません。それなのに国は制度をつごうよく使っています。許せません。お前は、しょうがいのない人と同じ権利があるということをもっともっと訴えていかないと、まわりはだからと言って権利を奪われます。

ともにがんばっていきましょう。はい、ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。さまざまな問題は、すぐに解決することはむずかしいですが、粘り強くやり続けていきましょう。ありがとうございました。つづきまして、愛媛からぐっどらいふの森井正基さんよろしくおねがいたします。

30. 森井正基さん（ぐっどらいふ（愛媛））

森井：みなさんこんにちは。

会場：こんにちは。

森井：ぐっどらいふの森井といいます。地域移行について報告させていただきます。

今から30年以上前の話ですが、友人に会いに、ある病院へ面会に行きました。

彼の部屋は10人部屋でした。その時の光景は今でも忘れられません。

廊下から丸見えのベッドで、カーテンも引かず排泄介助がおこなわれていたのです。

その時介助を受けていたのがK君でした。それが私と彼との出会いでした。

K君は、10年以上その病院ですごしたのち、新設された入所施設に移り、22年間そこで暮らし、昨年施設を出て、60歳代半ばで地域で一人暮らしを始めました。



なぜ彼は長期にわたり入院生活、施設での生活をしなければならなかったのかを考えた時、骨格提言の文言が浮かんできます。

○「地域移行」とは、住まいを施設や病院から、単に元の家庭に戻すことではなく、障害者個人が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現することを意味する。

○すべての障害者は、地域で暮らす権利を有し、障害の程度や状況、支援の量等に関わらず、地域移行の対象となる。

○都道府県及び市町村は、国の定める「地域基盤整備10ヵ年戦略」(仮称)に基づき、障害福祉計画等において、地域生活資源を整備する数値目標を設定するものとする。

○数値目標の設定は、入院者・入所者・グループホーム入居者等の実態調査に基づかなければならない。この調査においては入院・入所の理由や退院・退所を阻害する要因、施設に求められる機能について、障害者への聴き取りを行わなければならない。

K君が施設を出ることを考えはじめて5年あまり、友人として、同じ障害者として、事業所の仲間たちとともに、彼の意思を尊重し、彼のペースにあわせて、あきらめそうになった時も、粘り強く待ち、支えてきたつもりです。

そのなかで最も感じたのは、親族の理解を得ることのむずかしさでした。

そして、退所後の住居確保の重要性でした。

今、K君は、時間や規則にしばられることなく、生活を、人生を自分の意思で楽しんでいるように見えるのです。

これからも地域移行の活動を続けていきたいと思えます。ありがとうございました。

31. 国場正樹さん (沖縄県自立生活センター・イルカ)

国場：みなさんこんにちは。沖縄県自立生活センター・イルカの国場と申します。沖縄でのこれまでの活動から課題など報告していきたいと思えます。私たち沖縄県自立生活センター・イルカは、沖縄で任意団体のころから約30年にわたって、しょうがいがある人が中心となって、重いしょうがいのある人があたりまえに暮らせる地域をつくるために活動してきました。今もそれがずっと続いています。

そのなかで、これまでですね、変えられたこと、変わらなかったことがいくつかあります。多くの商店では、車椅子の人が入れるスロープが多く付けられています。現在ですね。歩道も歩きやすくなりました。バスも今では車椅子でも乗れるバスが沖縄県内、そうですね、数年前までほとんど走ってなかったのですが、現在ではバリアフリーのバスが90%超えています。

しかし、しょうがいがある人が出歩いている様子を見ることはまだまだ少ないです。また、街中にはしょうがい児者の通所事業所を見かけることが多くなってきました。数が増えました。街中でしょうがいのある人と会うことは、しかしながら少ないです。教育では、早期療育、特別支援教育の充実、といううたい文句のもと、特別支援学級、特別支援学校が増えることで、しょうがいのある子供としょうがいのない子供たちの、友達になる機会が減っています。私たちの運動は、重度のしょうがいであっても、どんどん街に出て、人と人が出会い、触れ合い、じかに語り合うことの連続が、私たちのインクルーシブ社会をめざす運動そのものです。



そして今回の新型コロナウイルスの蔓延ということで、私たちのインクルーシブ社会をめざす運動がかつてない時期に直面していると思います。その運動の転換を求められていくすべての人が、新型コロナウイルスと対峙して生きる社会。その中で私たちしょうがいしゃは、決して弱者ではありません。私たちがこれまでの社会で築いてきた経験やノウハウは、これからの社会で活かされるものです。たとえば、医療ケアが必要な人の介助では、こまめな消毒は、これまでも常におこなわれてきました。コミュニケーション支援が必要な人との情報のやり取りのノウハウを有している人もいます。しかし、新しい障壁もうまれます。マスクをすることで口話を読み取る難聴者のコミュニケーションは、制限されています。文字からの技術を使えなくなり、社会的障壁に対峙した時に、バリアをなくすための知恵という方法を、私たちは持っています。

これからもその実践を続けていきながら、だれでも暮らしやすい社会をめざしていくために、ともに歩んでいきましょう。どうもありがとうございました。

32. 高橋年男さん（沖縄県精神保健福祉会連合会・事務局長）

高橋：みなさん、はじめまして。よろしくお願ひいたします。

沖縄で精神保健福祉会連合会という家族会を母体にして、精神保健福祉事業にたずさわる団体の事務局長をしています高橋年男といいます。

年齢は67歳になります。B型事業所地域活動支援センター、グループホームなど、設置運営をしています。コロナの事態で事業所を感染防止対策をとりながらの運営です。日々の活動への参加が減っており、自宅での作業を働きかけたりしていますが、自宅ではなかなか作業はできないことだったり、事業所に通えなくて、体調に影響が出ている方も増えています。

沖縄コロナ感染者が人口の比率でいうと、全国で一番多い地域になっています。沖縄は観光業への依存が大きくて、仕事も出張で行き来することが多くてですね、県外からコロナ感染の持ち込みがどうしても避けられません。あの、横浜港に停泊したダイヤモンドプリンセス号っていうの

は、じつは横浜に停泊する前、1月末に、沖縄の那覇港に寄港して、このクルーズ船の感染していったかたちが、沖縄県内各地をタクシーやバスで観光したことから、地元の運転士さんなどが沖縄では一番最初に感染をしてしまいました。横浜で大きな問題になる直前のことでした。そして4月5月では全国と同じように、感染の第一の大きな波がありましたが、5月のゴールデンウィークの後から7月上旬までの2か月くらいは対策がきちんと取られて、沖縄県内での感染者は2か月間ゼロが続きました。

しかし7月7日、今度は沖縄に米軍基地がたくさんあるんですが、この米軍関係者から感染が広がり始め、第二波が沖縄で始まりました。世界で一番大きな感染が蔓延しているアメリカから軍用機やチャーター機に乗って、嘉手納基地などの米軍基地に直接米兵が降り立ってきます。普通の旅行者であれば、成田や関空など日本に入ってくる時に日本が検疫をします。PCR検査とか、こういう感染が持ち込まれないように入国をしますが、米軍の場合は、アメリカ本国から沖縄の米軍基地に直接降り立って、そして、フリーパスで基地の外に、私たちの県民の生活の場であるフェンスの外に、繰り出してきて感染が広がってきたわけです。特に7月7日の直前、7月4日はアメリカは独立記念日ですね、この日を祝うパーベキューやビーチパーティーが派手におこなわれたことによって、さきほどのイルカの事業所のある近くには普天間基地っていうのがあるんですが、ここの普天間基地で大規模なクラスターが発生しました。そして辺野古、聞いたことがあると思うんですが、埋め立て問題にゆれる、この辺野古の米軍基地、キャンプシュアブでも感染が広がりました。今沖縄の米軍の感染者数はじつに400人を超える、100人に一人の割合っていう、すごい高い比率です。

そしてまた、ちょうど同じ時期にGOTOキャンペーンの観光業を奨励する事業も始まって、観光と米軍の両方のダブルパンチで沖縄での感染が全国で人口の比率で言うと一番多いことになったわけです。マスコミなどの全国報道を見ていると、テレビニュースなどでもGOTOキャンペーンの影響についての報道がありますが、沖縄にとって米軍の存在が大きなコロナの感染の原因であるということはまったくニュースになりません。戦後75年続く、米軍によって、占領地同然になっている沖縄ではこのコロナを受けてですね、あらためて米軍によって国民生活が脅かされる事態にさらされています。

この米軍統治下で精神しょうがいしゃの私宅監置に使われたコンクリートの小屋が沖縄に残っています。昨年こういう本も出ましたが、これは精神保健福祉施策がまったくかえりみられなかった米軍統治下の過去と同時にですね、現在の精神病院や精神医療福祉のありかたを問うものです。小屋は全国で沖縄にだけ残っているんですが、その建っている場所とともに、本当に唯一無二の複製ではないものが存在にしていることによって発するオーラをまとっています。歴史的な証言力、衝撃力があります。この監置小屋の保存全国放映が始まることになっています。来年



3月^{がつ}から全国^{ぜんこく}上映^{じやうえい}の予定^{よてい}ですが、いろんな所^{ところ}で上映^{じやうえい}ができるようにお力添え^{ちからぞ}などいただければ大変心強い^{たいへんこころ}です。いっしょにがんばっていきたく思います。どうもありがとうございます。

33. 篠原由美さん・集会宣言

しのはら ゆみ
篠原：集会宣言。

しゅうかいせんげん 集会宣言

今年^{ことし}の大フォーラムはコロナウイルス感染^{かんせん}予防^{よぼう}のため、一か所^{いっしょ}に集まることはやめ、各会場^{かくかいじやう}をZOOMでつなぎ、おこなわれています。この感染^{かんせん}症^{しやう}の広がり^{ひろ}は、現代社会^{げんだいしやかい}のかかえる根本^{こんぽん}的な問題^{もんだい}をあらためて浮彫^{うきぼ}りにしました。



医療体制^{いりやうたいせい}を弱体化^{じやくたいか}させた各国^{かくこく}で、医療崩壊^{いりやうほうかい}が起こり、日本^{にほん}でも1990年代^{ねんだい}から保健所^{ほけんじよ}の数を半分^{はんぶん}に減らすなかで、必要^{ひつよう}な検査^{けんさ}や医療^{いりやう}が受けられない事態^{じたい}が起こりました。私^{わたし}たちの仲間^{ななかま}とその介助者^{かいじょしや}も、こうしたなか多大^{ただい}な苦難^{くなん}を経験^{けいけん}しています。

医療現場^{いりやうげんば}では、いのちの選別^{せんべつ}ということもいわれるようになりました。コロナウイルス感染^{かんせんしやう}症^{しやう}は重症^{じゆうしやう}になると人工呼吸器^{じんこうこきゅうき}を必要^{ひつよう}とします。医療崩壊^{いりやうほうかい}を起こした国^{くに}や地域^{ちいき}があるなかで、年齢^{ねんれい}やしょうがいによって、呼吸器^{こきゅうき}の使用^{しやう}を制限^{せいげん}しようというガイドライン^{しやうちやう}や主張^{しやう}が出ています。これに対して、世界中^{たいせかいじゆう}のしょうがいしゃ運動^{うんどう}からいのちの選別^{せんべつ}に反対^{はんたい}する声^{こえ}があがっています。

また、医療機関^{いりやうきかん}が面会制限^{めんかいせいげん}をおこなうなか、入院^{にゅういん}介助^{かいじょ}をこぼむ病院^{びやういん}が出てきています。入院^{にゅういん}時の介助派遣^{かいじょはいせん}は介助^{かいじょ}を必要^{ひつよう}とする者の権利^{けんり}として交渉^{かうしやう}し受け入れられてきた経緯^{けいゐ}があります。感染^{かんせん}症^{しやう}一つで、私^{わたし}たちがたたかってきてきたものが崩^{くず}されていくのかと思うと危機感^{ききかん}を感じます。

社会^{しゃかい}では、感染^{かんせん}予防^{よぼう}のために必要なマスク^{ひつよう}、消毒液^{しょうどくえき}をはじめとする必需品^{ひつじゆひん}が不足^{ふそく}しています。わが国の生産体制^{せいさんたいせい}の問題^{もんだい}も明らかになりました。そして、1930年代^{ねんだい}とも比較^{ひかく}される経済^{けいぎ}の落ち込み^{おちこみ}は、失業^{しつぎやう}や住む場所^{すまふしよ}を失^{うしな}う人々^{ひとびと}を作り出し、若い世代^{わかやせいだい}の自殺^{じさつ}の増加^{ぞうか}も起こっています。

入所施設^{にゅうしよしせつ}や精神科病院^{せいしんかびやういん}では隔離^{かくり}が強まるなかで、虐待^{ぎゃくたい}など事態^{じたい}の悪化^{あくか}が懸念^{けんねん}されます。神戸市^{こうべ}の神出病院^{かんでびやういん}における虐待^{ぎゃくたい}をはじめ、これまでも入所施設^{にゅうしよしせつ}や精神科病院^{せいしんかびやういん}では虐待^{ぎゃくたい}が起こってきました。実際にクラスターが発生^{はっせい}するなかで、面会^{めんかい}や外出^{ひと}が制限^{せいげん}されています。そのなかでオンライン面会^{めんかい}が一つの代替手段^{だいたいしゆだん}となるわけですが、とりわけ、精神科病院^{せいしんかびやういん}では、厚労省^{こうろうしやう}もふくめて、そのための整備^{せいび}について、非常に消極^{ひじよう}的な姿勢^{しやうきよくてき}を取り続けています。

さらに地域生活の場では、しょうがいしゃなど介助を必要とする人が感染したり濃厚接触者として、待機が必要となった場合や同居している人が入院した場合、介助体制が重大な危機にさらされます。行政は、こうした場合の方針をつくられておらず、事業所からのヘルパー派遣もみあわされてしまう可能性が高いのです。また、当事者の感染ではないものの、感染を恐れてヘルパーが来なくなるなど、しょうがいしゃの生活が苦しいものになってきた状況もあります。

そして、コロナ禍で一番気になるのはやはり差別の問題です。感染者やその家族、また医療従事者や介護職の人たちを差別したり、東京都など感染者が多い地域の人たちも差別されています。この社会ではこれまでいろんな病気や感染症が流行る経験もしてきて、そのことへの反省もあるはずなのに、なぜひとたび正体不明の病気があらわれただけで人を差別してしまうのでしょうか？

さらに、社会保障では、危機的状況が予想されます。各国政府は、新型コロナウイルス感染症対策として、多額の財政出動をしています。これを引き締めへに転じたとき、社会保障費の大きな削減がおこなわれてくる可能性があります。

そういう観点からも、6月25日に名古屋地裁において、2013年以降におこなわれた生活保護費削減を肯定する判決が出されたことは、今後に大きな悪影響を及ぼす恐れがあります。しかもこの判決では、「国民感情や国の財政事情を踏まえたもの」とであると肯定しているのです。生存権否定の判決といわざるを得ません。

社会的な状況は、障害者権利条約や「骨格提言」の求めるものからますます遠のいてしまっているように思われます。そんななかで、このコロナ禍において、大フォーラムがおこなわれたことは、とても意味のあることだと思っています。このつながりの力によって、各地、各人の困難さに共同して立ち向かう思いをつくりだしていきたいと思っています。

この大フォーラムで大勢のしょうがいしゃが全国でつながれたことは、どんな状況にあっても人と人とはつながっていけるという証明でもあります。人と人が思いやりをもってお互いの存在を認め合い、差別や偏見のない社会をつくっていきましょう。

34. 鷹林茂男さん・シュプレヒコール

鷹林：時間がないので、シュプレヒコールは一本だけにします。みなさん、ご自分のやれる方法で賛同していただきたいと思っています。大フォーラムを続けるぞ～！

会場：大フォーラムを続けるぞ～！（拍手）

鷹林：ありがとうございました。



2021年「骨格提言」の完全実現を求める大フォーラム開催のお知らせ

私たちは長年、「骨格提言」の完全実現を求めて障害者自立支援法が成立した10月31日の前後に日比谷野外音楽堂をかりて、しょうがいしゃの権利を国や厚生労働省にまもらせるための行動をおこなってきました。しかしコロナ禍で昨年集会をもつことができなくなってしまいました。そこで昨年はZOOM（インターネット回線）で全国をつなぎ、全国の仲間と連帯しながら集会をひらきました。東京までくることがむづかしいとかさまざまな要因で今までは参加が困難であった全国のしょうがい当事者をつながりをつくるのが可能になりました。そのため、今年も同様の形式をとりながら、自立支援法が成立したその当日に大フォーラムを開催したいと思っています。

大フォーラムの趣旨は「私たちぬきに、私たちのことを決めるな」という根本原則にもとづいた主張をいっかんして続けてきました。全国各地で様々な問題がしょうがい種別を問わずおこり続けています。これ以上、仲間が生きづらさをかかえたり、生活困窮におちいたり、しょうがいの谷間で必要な福祉サービスがうけられなかったり、施設や病院で虐待が横行したり、介護人材不足で必要な介護が十分にうけられないなどの問題をともに解決していくため当事者の団結と結集が必要不可欠であると思います。

今年も昨年同様コロナ禍に配慮してZOOMで全国を繋ぎ各地の問題を全国の仲間とともにすこしでも解決の方向にちかづけていくため、しょうがいしゃ運動を展開してみませんか。

上記のような趣旨のもと、発言者を現在大募集中です。

あなたの地域でおこっているしょうがいしゃ問題は、じつは全国共通のみんながかかえる問題かもしれません。そして一人の力や所属団体だけの力では法律を変え国や地方自治体をうごかすことはむづかしいかもしれませんが、全国の仲間と大フォーラムをつうじて共闘することで問題が解決できる糸口をつかむことが可能となり、同じ悩みをもつ仲間が連帯することも可能となるかもしれません。みなさん発言者となって問題提起を全国にむけておこなってみませんか。またおなじ思いを共有するために各地会場とZOOMでつながりましょう。

みなさまのご連絡を心からおまちしております。

日時 2021年10月31日 13:00～16:00

会場 ZOOMまたは各地会場。各地会場は7月以降に決まります

参加を希望される方は、電話またはメールでご連絡ください

また今年も賛同をお願いします。郵便振替にてお願いいたします。（裏表紙）

賛同費は、個人500円から、団体3000円からです。

カンパもありがたいので、よろしくお願いいたします。

「骨格提言」の完全実現を求める大フォーラム実行委員会



みたかかいじょう
三鷹会場



ひょうごかいじょう
兵庫会場



ぐんまかいじょう
群馬会場



さいたまかいじょう
埼玉会場

こ と し だ い 今年もやります!大フォーラム

に も じ ねん がつ にち にち
日時 2021年10月31日(日) 13:00~16:00

かいじょう ず ー む かくちかいじょう かくちかいじょう がつ いこう き
会場 ZOOMまたは各地会場。各地会場は7月以降に決まります

さんか きぼう かた でんわ
参加を希望される方は、電話(070-4285-4431)

またはメールでくれんらくください

お お ぜ い ご さ ん か
大勢のご参加おまちしています!

こ と し さんどう ねが ゆうびんふりかえ て ねが
今年も賛同をお願いします。郵便振替が手わたしにてお願いします

さんどうひ こじん えん だんたい えん
賛同費は、個人500円から、団体3000円からです

カンパもありがたいので、よろしくお願いいたします

ふりこみきき ゆうびんふりかえこうざ
振込先は、郵便振替口座:00110-0-292158

かにゅうしゃめい だい じっこういいんかい
加入者名:大フォーラム実行委員会

ねん がつさくせい
2021年6月作成

こっかくていげん かんぜんじつげん もと だい じっこういいんかい
「骨格提言」の完全実現を求める大フォーラム実行委員会

れんらくさき ゆうびん とうきよとすぎなみくあさがやみなみ ちやうめ ぼん ごう
連絡先: 〒166-0004 東京都杉並区阿佐谷 南3丁目9番2号

しんこう がい まほうじんきづけ さとうあて
新光ハイツ1階 魔法陣気付 佐藤宛

でんわ
電話:070-4285-4431

いー
Eメール:dai_forum@m-crpd-in-japan.com

ゆうびんふりかえこうざ
郵便振替口座:00110-0-292158

かにゅうしゃめい だい じっこういいんかい
加入者名:大フォーラム実行委員会

りょうか えん
領価:300円